

# 現段階韓国経済体制の転換過程

---東アジア人環境共同体論序説---

はじめに  
世界経済体制の過去・現在・未来  
地球環境管理体制の現状と課題  
東アジア循環型社会構築の課題  
現段階日韓環境協力の実践課題  
おわりに

## はじめに

産業のIT化と金融のグローバル証券化に伴う環境技術(Environmental Technology)の著しい発展の中で、その技術を掌握したET超国籍企業を頂点とした企業・産業間の世界重層化が進んでいる。日本の循環型社会をはじめ、先進諸国は持続可能な社会を目標に掲げ、国内の環境管理体制を構築している。この傾向を後押しする形で、京都議定書をはじめとする陸・海・空の世界環境管理体制が次々と構築している。

その一方で、経済のグローバリゼーションの波に乗れなかった貧しい世界大多数の人々は、生活権および生命権(合わせて「環境権」とする)の縮小・剥奪という一層厳しい状況下に置かれている。貧富の格差、飢餓や貧困の蔓延、「種の終焉」の危機、少子化と高齢化、伝染病、大量殺戮戦争が絶えない現段階世界経済体制<sup>1)</sup>下での社会環境と自然環境破壊の悪循環、といった人間が人間らしく生きられない世界「反平和」的状況が、今後一層加速するだろう。

現段階世界経済体制の大転換に伴う世界「反平和」的状況を的確に捉え、私達人類、とりわけ、日韓両地域住民がそれを打開するための共通の実践課題を析出し、グローバル・ヒューマニズムに基づいた真の「東アジア人共同体」を構築しようとするのが、日韓の社会学者に求められる共通目標といえよう。

本稿では、1980年代以降、世界大多数の人々の「環境権」が剥奪傾向を辿る現段階世界経済体制下での社会環境・自然環境破壊の連鎖メカニズムを明らかにすると同時に、それから脱却するために、「東アジア地域通貨」を介した「東アジア循環型社会」を構築することが如何に重要なのかを論じていく。これを踏まえて、「日韓環境共同体」の実現に向けた具体的な日韓環境協力案を

<sup>1)</sup>筆者は、中核産業の交替に伴い、世界経済構造が形づくられ、また、それに規定され変容する世界統治形態の再構築過程を総括した世界経済体制論アプローチを用いて、紀元前8世紀以降の世界経済体制の展開過程を、世界農業経済体制、世界商業経済体制、世界工業経済体制、世界情報経済体制の四つの時期に分類している。詳しくは、「世界経済体制の過去・現在・未来」, 朝倉尚、李東碩他共著、『21世紀の教養4: 制度と生活世界』、pp.191-209、培風館、2004年4月を参照されたい。

提案する。

## 世界経済体制の過去・現在・未来

1980年代以降の世界経済では、産業のIT(=情報技術)化と金融のグローバル証券化が加速しており、これを介して、富の生産・配分・蓄積をめぐる超国籍企業と超国籍銀行(以下、超国籍資本と称す)間の世界覇権争いが激化している。超国籍資本は、今まで自分を育ててきた国民国家を突き破り、世界規模での新たな組織形態や行動様式をとりながら、資本蓄積体制を再構築している。

世界各国政府は、この超国籍資本の新たな資本蓄積体制を支えるかのように、規制緩和と企業・銀行構造改革を進めている。その過程で、今までの「福祉国家」の旗が投げ捨てられ、弱肉強食の無限競争を市場原理とする「市場国家」へと世界各国の国家体制が転換しつつある。また同時に、世界貿易・通貨体制をはじめとする世界危機管理体制も、グローバル・キャピタリズムの確立に向けて、大転換が進められている。これらの結果、一握りの超国籍資本家に世界の富<sup>2)</sup>が集中する一方で、飢餓や貧困に喘いでいる大多数の貧しい世界労働可能人口は、世界各国で同時多発的に増えつつけている。

まず、世界経済体制(=世界経済構造と世界統治形態の総合)の捉え方について略述した後、現段階世界経済体制の到達点、近未来の展望についてふれておこう。

I.ウォーラ・ステインは、16世紀以降の世界経済を、諸国民国家を包括する地球全体の「世界システム」として捉えている<sup>3)</sup>。つまり、同質的な諸国民経済を想定し、それらの相互関係としての国際経済関係を捉えようとする従来の分析方法を否定したのである。彼のいう「世界システム」とは、その内部にいくつもの帝国、国民国家、都市国家を含んでおり、広範な分業体制を基礎とする経済システムのことを指している。紀元前から、「世界経済」を「実体」として捉える筆者にとっては、16世紀以降を単一の「世界システム」として把握する彼の考え方にはおおむね同意できる。

ところで、彼は、人類史上二種類の「世界システム」があるとし、「古代」と「中世」の「世界帝国」と「近代」の「世界経済」とに分けている。彼のいう「世界帝国」とは、一定の領域において、その全空間を覆う単一の政治システムが作動している体制であり、これに対して、「世界経済」にはそれが欠落しているとみている。彼は、大航海時代に出現したヨーロッパの「資本主義世界経済」が、大西洋経済圏を包摂し、19世紀を通して、インド洋と東アジア経済圏を次々と制覇できた要因を、この複数の統治形態が一度も単一の世界システム、すなわち、「世界帝国」に転化しなかったことに

<sup>2)</sup> 筆者のいう富とは、生産・流通・消費の継続的な再生産構造の中で、自分のものとして占有できる他人の投下労働力によって生産された価値のことを指す。注12で後述する。

<sup>3)</sup> I. Wallerstein 『近代世界システム』(川北稔訳、岩波書店、1981年)。

求めている。つまり、彼は、この「世界帝国」の不在こそが、世界経済の拡大・深化が加速した主な要素と主張している。

筆者は、これに対して、世界統治形態が、世界経済体制ごとに異なるが、常に存在していて、そのことによって、富の生産・配分・蓄積をめぐる人間同士の対立構図が維持・強化できたとみている。まさに、この世界統治形態下で、私有経済・商品経済・貨幣経済に基づいた世界経済が一貫して拡大・深化することができたかと捉えている。

今後、グローバル・キャピタリズムの完成に伴い、富の世界一極集中化と貧困の世界化が、一握りの超国籍資本家と大多数の貧しい世界労働可能人口間の対立構図を一層激化させていけば、近未来の世界統治形態は、全地球を覆う初めての「世界帝国」に転化する可能性が濃厚であるだろう。

今日、一国レベルでの経済体制を基本単位とし、それを総合することによって、「国際経済」を捉えようとする「国民経済学的なアプローチ」がいまだ主流となっている現状では、世界経済体制下の地球環境破壊のメカニズムを解明することは、不可能であるといつてよい。したがって、日韓間の国境を跨る環境協力の必要性を論じるために、もう少し、現段階世界経済体制の到達点について論じることにしよう。

表 1 : 各世界経済体制下の人間同士の対立構図

BC.3万3千年 BC.8千年 BC.5千年 BC.3千年	Cro-magnon Man, Grimaldi Man 新石器使用、農業革命 4大文明、農耕法・灌漑の開始、 <b>部族国家・局地農業経済体制の萌芽</b> 青銅器と文字使用、 <b>部族国家・局地農業経済体制の形成・確立・成熟</b>
BC.12-10世紀	鉄器を持つ「北の民」の大移動、 <b>局地農業経済体制の崩壊</b> 、暗黒時代
BC.9世紀 BC.8世紀 BC.5世紀 BC.3世紀 BC.2 -AD.3世紀	polis(王政制)、農業・商工業の発達、海の民フェニキア、ギリシア、西周 polis(貴族寡頭制)、ギリシア文化(多神論、合理的)、奴隷制 東周(春秋:770-476)、儒教(Confucianism:無神論、現実的) アテネ・スパルタ・ペルシア、東周(戦国:475-221) ヘレニズム帝国、秦帝国、 <b>民族国家・世界農業経済体制の形成</b> シルクロードによる世界商業の発達、 <b>ロ - マ帝国、漢帝国</b> <b>民族国家・世界農業経済体制の確立</b>
AD.4-6世紀	Hun族をはじめ「北の民」の大移動、西ロ - マ帝国の崩壊 「北の民」主導の南北の大融合、5胡16国・南北朝時代 ・西洋:Hellenismに対して、Hebraism(一神論、超歴史)の優位 ・東洋:Confucianismに対して、Buddhism(有神論、超歴史)の優位 <b>フランク・ビザンツ・イスラム・唐帝国による民族国家の成熟</b> <b>世界農業経済体制の成熟</b>
AD.9-10世紀	「北の民」の大移動、バイキング・ハンガリー族 神聖ローマ帝国、5代10国

11-12世紀	商工業の発達、貨幣流通の活発、十字軍運動(1096-1270) 東西でHellenismとConfucianismの復権
13世紀	「北の民」蒙古に陸のシルクロードの復元、世界商業網の復元
14-15世紀	東西のルネサンス、商工業の発達、商品・貨幣・私有経済の発達 ポルトガルによる大航海時代、海のシルクロードによる世界商業のスタート <b>君主国家・世界商業経済体制の萌芽</b>
16世紀	宗教改革、重金主義、商業革命、価格革命、 <u>君主vsローマ教皇の対立</u> <b>君主国家・世界商業経済体制の形成</b>
17世紀	重農主義、 <u>君主vs貴族の対立</u> 、ネーデルラント(オランダ)・フランス・イギリス 帝国の東インド会社を通じた世界商業の本格化 <b>君主国家・世界商業経済体制の確立</b>
18世紀前半	重商主義、イギリスとフランス間の植民地争奪戦争の激化 イスラム・東アジアの中国商人によるアジア商業網の発達 <u>君主vs君主の対立</u> 、 <b>君主国家・世界商業経済体制の成熟</b>
18世紀後半 -18世紀末	イギリス帝国による大西洋貿易網の掌握、貿易差額制度、産業革命の開始 アメリカ・フランス革命、 <b>君主国家・世界商業経済体制の衰退</b>
18世紀末 -1810年代	イギリス産業革命(綿工業)の完了、イギリス帝国による世界経済圏の支配 <b>国民国家・世界工業経済体制の萌芽</b>
1820年代 -1870年代	機械制大工業化(綿工業・鉄道業)、 <u>資本家vs労働者の対立</u> イギリス帝国による世界経済の空間的拡大の完了、東インド会社の権限縮小、 <b>国民国家・世界工業経済体制の形成(=世界産業資本体制)</b>
1880年代以降 -1920年代	重化学工業化、金本位制による多角的決済網の確立、植民地獲得戦争の激化、 <u>覇権帝国vs覇権帝国の対立</u> 、帝国本国と植民地間での基本矛盾の激化、 <b>国民国家・世界工業経済体制の確立(=世界覇権帝国体制)</b>
1930年代以降 -1960年代	機械関連製造業(自動車・家電)への中核産業の転換、国家主導の内包的工業化、インフレ政策、 <u>覇権国家vs覇権国家の対立</u> 、南北問題の激化 <b>国民国家・世界工業経済体制の成熟(=世界覇権国家体制)</b>
1970年代	金・ドル本位制と固定相場制崩壊、 <b>国民国家・世界工業経済体制の衰退</b>
1980年代	産業のIT化、金融のグローバル証券化、多国籍企業・銀行の超国籍化 世界通貨管理体制構築、 <b>市場国家・世界情報経済体制の萌芽</b>
1990年代以降	企業・金融構造改革の世界化、世界経済管理体制の再構築 <u>超国籍資本vs超国籍資本</u> 、 <u>超国籍資本家vs世界労働可能人口間対立の同時進行</u> 、飢餓・貧困の蔓延、環境破壊の世界化、DNA操作による生命改造 <b>市場国家・世界情報経済体制の形成(=世界覇権資本体制)</b>
20??年代以降	<b>富の世界一極集中化と飢餓・貧困の世界化の完成</b> 世界社会管理体制の再構築、 <b>人類初で最強の「世界帝国」誕生可能性</b>

およそ1万年前の農業革命以来、富の生産に著しい発展を遂げた人類は、青銅器文明以来、富の生産・配分・蓄積をめぐる争いを繰り返してきた。紀元前8世紀頃から農業をベ-スとした、東西で類似した「世界農業経済体制」が形づくられた。9-10世紀における「北方の民」の南への移動の影響で、11-12世紀のヨーロッパでは商工業が発達し、貨幣流通が活発となった。モンゴル帝国が陸のシルクロードを復元した後、14-15世紀では、東西のルネサンスとともに、商品経済・貨幣経済・私有経済が発達した。そして、大航海時代と共に、世界商業をベ-スとした世界経済構造が確立し、それに規定される形で世界統治形態が形づくられた。筆者は、この世界商業を媒介とした、11-12世紀から18世紀後半までの段階を「世界商業経済体制」としている。

18世紀半ばで、イギリスが、フランスとの7年戦争およびフレンチ・インディアン戦争(1756-1763)に勝利し、アフリカ奴隷貿易、新大陸植民地の食糧生産、西インド諸島のプランテーションを結ぶ大西洋経済圏を制覇した。これをベースに、18世紀末以降は、イギリスで産業革命による機械制大工業化が加速することになり、新たな世界市場を求めてインド市場を制覇した。そ

して、インド綿を駆逐した後、アヘン貿易のため中国市場に乗り出した。この過程で、イギリスは、綿工業と鉄道業を中核産業とした世界経済構造を確立し、植民地に対する支配を一層強化するなど、グローバル・ガバナンスを再構築した。このようにして、「世界工業経済体制」が新たに形成された。そして、世界経済の空間的な拡大が一段落した1880年代からは、重化学工業化という新たな中核産業への交替に伴い、それに規定された世界経済構造および世界統治形態が再構築されるようになった(=世界工業経済体制の確立期)。1930年代からは機械関連製造業を中核産業として、世界工業経済体制が成熟し、1970年代の大不況下では、その世界工業経済体制が衰退を迎えた。1980年代は、前述したように、全く新しい段階であり、世界情報経済体制の萌芽期として捉えられる。続く1990年代以降は、世界情報経済体制の形成期として、「世界覇権資本体制」と規定することができる。

次は、以上の世界経済体制の展開過程を念頭において、19世紀末以降から、富の生産・配分・蓄積に関わる人間同士の対立構図が如何にして現段階にまで至ったのかを明らかにしてみよう。

**表2：1880年代以降の世界経済体制の展開過程**

( : 規定関係、 : 重層関係)

世界経済体制の諸段階	世界工業経済体制の確立期 世界覇権帝国体制 (1880's ~ 1920's)	世界工業経済体制の成熟・衰退期 世界覇権国家体制 (1930's ~ 1970's)	世界情報経済体制の萌芽・形成期 世界覇権資本体制 (1980's ~ 20? 's)
世界統治の維持基盤	覇権帝国主導の軍事力	覇権国家主導の軍事力	超国家的機関主導の軍事力
世界全矛盾の顕現形態	帝国内の搾取の深化 帝国間戦争	体制内の搾取の深化 国家間戦争	グローバル搾取の深化 階級間戦争
人類の対立構図	帝国内の階級の両極分化と階級闘争	体制内の階級の両極分化と階級闘争	階級の世界両極分化と階級闘争
資本間対立(主要矛盾)	帝国資本間の覇権競争の激化	各国資本間の覇権競争の激化	超国籍資本間での覇権競争の激化
階級間対立(基本矛盾)	帝国内の資本家と労働者間対立	体制内での資本家と労働者間対立	超国籍資本家と世界労働可能人口間対立
(以上、世界統治形態 / 以下、世界経済構造)			
世界の富の流れ	覇権帝国の資本家へ集中	覇権国家の資本家へ集中	覇権資本家へ集中
世界通貨体制	金本位の固定相場制下の多角的決済網	金為替本位の管理相場制下の多角的決済網	ドル本位の完全変動相場制下の多角的決済網
世界貿易体制	帝国間の保護貿易体制	体制内の管理貿易体制	世界規模の自由貿易体制
中核国の国家体制	国民国家の確立期	国民国家の成熟・衰退期	市場国家の萌芽・形成期
中核国の	重化学工業	機械関連製造業	情報技術(IT)産業

<b>中核産業</b>			
<b>世界分業網の 拡張形態</b>	資本輸出	国際直接投資	M & A & A(買収・合併・提携)

<b>産業の 世界重層構造</b>	帝国内での本国と植民地 間の重層化	体制内での各国間の 重層化	各資本間の 世界重層化
<b>産業間 の 規定関係</b>	重化学工業  軽工業  一次産業	機械関連製造業  重化学工業  軽工業  一次産業	情報技術(IT)産業  機械関連製造業  重化学工業  軽工業  一次産業

<b>資本の 世界重層構造</b>	帝国内での国際資本間 の重層化	体制内での多国籍資本 間の重層化	超国籍資本を頂点とした 世界重層化
<b>支配的銀行形態</b>	国際銀行	多国籍銀行	超国籍銀行
<b>支配的企業形態</b>	国際企業	多国籍企業	超国籍企業

1870年代以降の大不況下で、高付加価値を求めて重化学工業化が進展し、それに伴い、1882年イギリスによるエジプトの保護国化を契機に、原材料の調達・資本輸出・商品輸出先としての植民地の獲得競争が帝国資本間で激化した。国際企業・銀行間の競争が世界規模で拡大するなかで、人類の主な対立構図は、帝国間の覇権争いという形で顕在化した。

そして、1920年代以降の大不況下で、保護貿易化と金本位制からの離脱が広がる中で、新たな富の源泉が求められ機械関連製造業が発達した。米国を皮切りに、世界主要国は、財政拡大、通貨増発、保護貿易による国内市場の確保などの「内包的工業化」路線へ政策を転換した。しかし、機械関連製造業の著しい生産力発展に比べて、世界市場は縮小傾向に転じたため、主要国の過剰生産能力が両戦間期を通して拡大していった。次第に、各国資本間争いが激化し、第二次世界大戦へと発展した。

戦後では、世界資金循環を制限する固定相場制が金・ドル本位制という形で採択されると同時に、米国資本主導の漸進的な自由貿易体制が採られた。1950年代後半以降は、米欧日企業や銀行の多国籍化が次第に活発となった。再び大不況に見舞われた1970年代になると、機械関連製造業が標準化し、多国籍企業や銀行の対途上国進出が本格化した。この過程で、飢餓や貧困が一次産品の輸出国で蔓延し、「国民国家」を単位とした「南北問題」が顕在化した。

1980年代以降は、超国籍資本の新たな蓄積体制への転換によって、現段階の世界経済体制が規定されることになる。現段階世界経済体制の仕組みとその方向性を的確に捉えるために、筆

者は、次の「七つの標識」を用いて、標識相互間の内的連関を解明している。

超国籍企業・銀行(=超国籍資本)の蓄積水準の変化に伴う超国籍資本を頂点とした「資本間の世界重層化」、産業のIT化と金融のグローバル証券化に伴う「産業間の世界重層化」、世界各国の企業・金融構造改革および税制改革に伴う国家体制の転換、超国籍資本による富の世界一極集中化を支える貿易・通貨体制などの世界管理体制の転換、( ~ :世界経済構造の転換過程の分析標識)、富の世界一極集中化と飢餓・貧困の世界化に伴う社会環境破壊と人類の両極分化、地球環境破壊に伴う貧しい世界住民の環境権の縮小・剥奪、世界「反平和」的状況下での人間同士の対立激化が顕在化( ~ :世界統治形態の転換過程の分析指標)が、その「七つの標識」である。

この段階での人類の対立構図は、「国民国家」単位の「南北問題」を超えて、国籍や国境によっては線引きされない「新・南北問題」へと展開した。超国籍資本間の覇権争いとともに、富の生産・配分・蓄積をめぐる人間同士の対立激化が、世界規模で同時に噴出するようになった。要するに、一握りの超国籍資本家と飢餓や貧困に喘いでいる大多数の世界労働可能人口に両極分化し、その対立が益々激化している、ということである。今後、新たな国家体制である「市場国家」とともに、「世界情報経済体制」が形成していくことになるであろう。この過程で、世界労働可能人口に対して、世界各国のIT(ETを含む)化に向けての企業・銀行構造改革の費用のみならず、グローバル・ガバナンスの維持・強化のための管理戦費までが強要されつつある。このような世界統治形態は、世界経済が全地球を覆う現段階で形づくられるということで、人類史上初で最強の「世界帝国」が誕生する可能性がある。国連などの超国家的機関を媒介とした超国籍資本がグローバル・キャピタリズムを一層拡大・深化できるような軍事力、すなわち、「世界帝国」の維持基盤は超国籍軍に求められることになる。現在、テロに対する報復や「先制的自衛権」の行使という形で、超国籍資本家による、超国籍資本家のための、超国籍資本家の「世界帝国」が形づくられようとしている。

## 地球環境管理体制の現状と課題

世界人口は2000年10月で60億人を超えた。1960年の30億人から、2倍になるのにわずか40年しかかかっていなかった。さらに、2005年1月現在65億と推計されており、近年その増加率が一層加速している。国連の推計では2050年には100億人を超えると思われる。

ところで、現在の世界人口のなかで、1日1人当たりの生活費が1ドル未満の貧困層が12億人にも上っている。この国連の貧困定義によると、世界人口の5人に1人が飢餓や貧困に晒されていることになる。今後100億人の人類を、地球環境が貧困層なしで養うためには、8個の地球が必要とされている。しかし、地球は文書のように、簡単にコピーできない。したがって、早急に再生可能な自然エネルギーに頼る世界循環型社会へとグローバル社会を転換しなければならない。

しかし、それどころか、グローバル・キャピタリズムの進展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄

が陸・海・空の地球環境を壊滅的に破壊し、その破壊された地球環境が、大多数の貧しい人々を一層困難に陥れているのが現状である。現段階の世界経済体制下で深刻化する地球環境破壊は、貧しい人々にとって、日々の労働力を再生産する「生活権」のみならず、次世代へ命をつなぐ「生命権」までを剥奪することにほかならない。

ここでは、現段階地球環境破壊の諸相、そのメカニズム、国連などの環境保護の取り組みについて検討する。1970年代以降の世界大不況下での情報革命の著しい進展のなかで、地球規模での環境破壊、すなわち、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林破壊、砂漠化、野生生物の絶滅危機など種の多様性の喪失、産業廃棄物の大量発生と越境移動、干潟をはじめとする海洋汚染は一層深刻さを益している。

既存の環境経済論ではこのような地球環境破壊のメカニズムを捉えることに、不十分である。今までの環境経済論の系譜を、外部不経済論アプローチ、社会的費用論アプローチ、環境資源論アプローチ、物質代謝論アプローチ、経済体制論アプローチという五つのタイプに分類することができる<sup>4)</sup>。本稿では、世界経済の拡大・深化過程における補完としての一国レベルでの議論や世界経済体制の歴史的諸段階認識を捨象した文明一般論といった から までの論点は省略して、経済体制論アプローチについて若干ふれることにする。

経済体制論アプローチは、「経済体制が違くと、公害の発生やそれに対する対応策の効果が、体制的な理由により、異なりうるとみなす」<sup>5)</sup>立場からのアプローチであり、この観点から経済体制のあり方がもつ重要性を強調している。日本では、都留重人と宮本憲一がこの方法論的立場から公害や環境破壊の問題に取り組んできた。特に、宮本氏は、この方法論に拠りつつ、さらに環境ないし環境問題を規定する「中間システム」のあり方に着目している<sup>6)</sup>。ここでいう「中間システム」論は、公害や環境破壊を引き起こす素材面と体制面での両要因を単に二元論的に分析するのではなく、その中間に位置する経済体制(資本形成の構造、産業構造、地域構造、交通体系、生活様式、国家の公共介入の態様等)のあり方を解明しなければならないとするものであり、ここに環境経済学の主要な課題があるとしている。このアプローチは、企業の利潤極大化や資本蓄積を支える国家体制にメスを入れるために、実践的に取り組んで一定の成果を勝ち取ったという点で、他アプローチが実践的な取り組みやそのための根拠づくりに「無視」または「軽視」の態度で一貫してきたこととは正反対のものといえる。

しかし、資本主義の発展段階という制約から、主として一国レベルでの枠組みを前提としてこのアプローチは、1970年代以降の世界大不況の急速な波に伴う企業の多国籍化、そして90年代に

---

<sup>4)</sup> 詳しくは、「経済学は環境問題をどうとらえてきたか」、広島大学「社会環境学」研究会編『社会環境学構築の研究』所収、P.21-31、2000年を参照されたい。

<sup>5)</sup> 都留重人『公害の政治経済学』岩波書店、1972年、p.1。

<sup>6)</sup> 宮本憲一『環境経済学』岩波書店、1989年、pp.97-105。

おける製造業の熾烈な競争に直面しての企業の超国籍化による経済のグローバル化の加速により、その有効性は次第に限定的になったと言わざるを得ない。

これに対して、上述した世界経済体制論アプローチを用いて、環境権の縮小・剥奪に関わる人類の対立構図が顕在化した現段階世界経済体制下での地球環境破壊のメカニズムを以下のよう  
にまとめることができる。

超国籍資本が情報革命による高付加価値化の成果をベースに資本蓄積体制を再構築する過程で、ET 超国籍企業を頂点とした企業間の世界重層化が加速する。

同時に、ET を含むIT産業を頂点とする産業間の世界重層化が加速する。

以上の企業・産業間の世界重層化を後押しするため、超国籍資本が超国家的機関を動かして、世界各国の企業・金融構造改革を加速させる。この過程で、各国・各自治体間での環境政策の差別化と環境権の格差が広がる。

WTOやIMFなどによる世界貿易・通貨体制の再構築とともに、CDM(グリーン開発メカニズム)を含む京都議定書に見られるような世界環境管理体制が再構築される。

超国家的機関による世界管理体制の転換が加速するなかで、超国籍資本家と世界労働可能人口間での対立激化が世界規模で広がる。とりわけ、排出権取引(CER)ビジネスをはじめとする環境ビジネス・アクセスの国・企業間の差別化と CER 市場リスクの負担が自治体住民によって肩代わりされることで、貧富の格差が一層広がる。

飢餓や貧困、テロとその報復戦争による大量虐殺と大量難民の急増、SARSなどの伝染病の蔓延、遺伝子操作による生命改造の暴走と人間性の喪失に加えて、各自治体住民の環境権が世界規模で同時多発的に縮小・剥奪される。

世界「反平和」的状况、とりわけ、環境権をめぐる人間同士の対立構図が顕在化する過程で、環境権を守ろうとする貧しい大多数の人々と、「世界帝国」の確立でもって世界経済構造を維持・強化しようとする豊かな一部の人間集団との対立が世界規模で噴出する。

本稿の以下では、上記の中から、主に 世界環境管理体制の構築過程、・ 社会環境と自然環境への影響、 人類の対立構図の展望と新たなグローバル社会構築のための実践課題を中心に検討する<sup>7)</sup>。

地球環境問題が人類共通課題であるという認識に立った取り組みは、1972 年スウェーデンのストックホルムで開かれた国連人権環境会議で討議されたのが初めてである。この会議では日本をはじめ西欧諸国において、国境を越え被害を及ぼす公害問題が最重要課題となった。1992 年

<sup>7)</sup> 筆者は、近年、「産業のET(環境技術)化に伴う東アジア企業の世界重層化に関する研究」、「化学産業・金属産業の世界重層化に伴う「水俣病」・「イタイタイ病」のアジア化に関する研究」、「東アジア各国・自治体間の環境行政の格差とハーモナイゼーションに関する研究」を進めているが、この研究成果は別稿に委ねることにする。

にはブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて、国際環境開発会議(地球サミット)が開催された。この地球サミットでは、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ 21」、「森林原則声明(全ての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない権威ある原則声明)」が採択された。また、「国連気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」、「砂漠化対処条約」が発効された。その後、1997年には国連気候変動枠組条約の第三回締約国会議において京都議定書が採択された。

また、有害廃棄物に関する国際的な取り組みも進んだ。1998年には「特定有害化学物質および駆除剤の国際貿易等に関するロッテルダム条約」がそれぞれ採択された。2000年には生物多様性条約国会議において、環境ホルモンなどに対するバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書が、また2001年には「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が、それぞれ採択された。これらの背景には、1970年代から80年代にかけて、欧米先進諸国の有害廃棄物がアフリカや南米諸国に輸出され、不適正な処分や不法投棄により、環境汚染が国際問題となったことが挙げられる。また、輸出先国に陸揚げが拒否され、有害廃棄物を積載した輸送船が行き先もなく、海上を漂うなどの事件も多発した。この理由は、いうまでもなく、先進国でも処分困難な有害廃棄物が、環境規制がゆるく、処理費用もかからない開発途上国へ輸出したほうが、利益になるからである。

また、国連環境計画(UNEP)<sup>8)</sup>の推定によれば、毎年約4億トンの有害廃棄物が発生し、そのうち10%が国境を越える移動を行っているとは推定されている。東アジア地域は域外からの有害廃棄物の流入が問題となっており、域内の有害廃棄物の越境移動も問題となっている。1997年には、オーストラリアから廃棄コンピューターが中国に輸出されそうになっているが、グリーンピースなどの反対により、香港では船を追い返すという事件が発生した。1999年の初めに台湾からカンボジアへ水銀の入った産業廃棄物が輸出され、投棄地の村民が非難する騒ぎとなった。最終的には、廃棄物は台湾に送り返されることになった。さらに、1999年には、日本の産業廃棄物処理業者がフィリピンに再生原料の古紙と称して輸出した約2300トンの貨物の中から廃プラスチック等に混じって使用済み紙おむつ、点滴用チューブ等が見つかり、フィリピン政府よりバーゼル条約に基づき30日以内に日本への回収を要請されるという事件が起こった。輸出を行った処理業者に日本への回収等の措置命令を行ったが、履行されなかったために、国が行政代執行を行い、当該廃棄物を速やかに日本に持ち帰り適正に処理した。関係省庁により、このような事件の再発防止のための検討を行うとともに、フィリピン当局とも共同の作業部会を設け、必要な協議を行ったという事実が明らかになった。

これら有害廃棄物の越境移動の対応策として、1989年に国連環境計画(UNEP)を中心として有害廃棄物の輸出に際しての事前許可制、また、不適正な輸出や処分行為が行われた場合の

---

<sup>8)</sup>国連環境計画(UNEP)は、1972年6月ストックホルムで「かけがえのない地球」を合い言葉に開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議(決議2997(XXVII))に基づき設立した。

再輸入の義務等を規定した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)が採択され、1992年5月に発効した。

しかし、バーゼル条約に基づく規制は、有害廃棄物の越境移動を十分に抑止できているとはいえない。上述した日本からのフィリピンへの医療廃棄物に不正輸出については、古紙と紙をして税関を通過してしまった。また、廃棄物の発生量は年々増大し、その内容も複雑化しつつあるという状況の中で、有害な廃棄物が国境を越えて移動し、発生国以外の国において処分されるという事例が増えているが、しかし、このような有害廃棄物の越境移動は、廃棄物の有害性が極めて高かったり、受入れ先国において適正な処分がなされなかったりしたために環境汚染につながる事例が多く、地球的規模の環境問題となっている。現在、東アジア地域には二国間の環境協力協定はあるものの、欧州のような国際環境保全機構が構築されていないため、地球環境問題の空白地域となっている。

以上のような国連を中心とした一連の取り組みにも関わらず、地球環境破壊は止まるどころか、一層深刻さを増してきた。国連が一番力を入れ取り組んできた地球気候変動問題も悪化の一途をたどっている。同時に、オゾン層の破壊、酸性雨と砂漠化の被害も世界規模で広がり、世界の森林面積はこれまでにない速さで減少しつつある。また、環境ホルモンなどによる生物多様性は急速に失われている。産業廃棄物の大量発生と海洋投棄による海洋生態系の破壊も年々深刻化している。

そもそも、国連の取り決めとは、一国のように統一的な立法機関が存在せず、また違反した場合、法的拘束力もない。また、米国のように、1990年の世界の二酸化炭素排出の36.1%を占め世界一の排出国となっている国が、京都議定書批准を拒否している。さらに、55ヶ国以上が批准して、なお批准国の排出量合計が1990年の先進国排出総量の55%以上でなければ同条約は発効しないという取り決めとなっていた。8年の年月が費やされ、2005年2月16日に、京都議定書は発効するようになった。2008年から2012年(第1約束期限)の間の削減数値目標は5.2%(1990年比)とされ、2013年から2017年(第2約束期限)の間の削減数値目標と対象国を、2005年11月の第11回気候変動枠組条約締約国会議(COP11)で議論することとなっている。この京都議定書には、CDMとCER取り決めが含まれている。

京都議定書には、二酸化炭素などの主要な温室効果ガスの排出削減枠を各国間で格差をつけて割り当てている。その上、先進国がより削減費用の低い国で投資を行い、その排出削減量を自国の削減枠に加算することができる(CDM取り決め)。また、先進国企業間で排出権を取引することもできる(CER取り決め)。実際に、日本はこれを活用し、2008年から2012年(第1約束期限)の間の削減数値目標の6%(1990年比)のうち、1.6%分(削減量の27%)を、環境ODAを通して途上国に移転する計画を立てている。

これらの京都メカニズムは、金融市場を通して、市場価格で排出権を取引する超国籍企業にとっては、ET化へのインセンティブとして働く。しかし、途上国にとっては、今以上の標準化した産業の一大集積地になるにつれ、環境保全どころか、大量廃棄の最終集積地になる可能性が濃厚で

ある。要するに、これらの取り決めは、IT超国籍資本を頂点とする企業・産業間の世界重層化という世界分業構造を損なわないためであることは勿論、それをさらに加速するための取り決めといえよう。このことから分かるように、京都議定書の背後には、世界経済重層化と富の世界一極集中化を一層加速させようとする超国籍資本の存在があることはいうまでもない。このような世界環境管理体制が軌道にのれば、1970年代の世界経済体制の再編過程で、グローバル社会問題となった「公害輸出」による途上国の環境破壊が再び加速する可能性が高い。

今後、ET超国籍企業を頂点とした、国・自治体ごとの企業・産業間の世界重層化が加速する要因に、新たに世界環境管理体制の働きが追加されたことになる。つまり、環境規制が強い先進国では勿論、環境規制が緩やかな途上国においても、この環境管理体制が産業・企業間の世界重層化を同時に促す。結局、市場価格で取引される交易条件(terms of trade)の格差に基づいて、富の世界一極集中化が一層加速する。結果として、先進国と途上国を問わず、環境管理費用の負担をはじめ、環境権の縮小・剥奪が、貧しい社会的弱者に転化していく。このように、2005年2月の京都議定書発効という新しい世界環境管理体制の構築が、今後グローバル社会の社会環境破壊に悪影響を与えることはいうまでもない。要するに、国を単位とした国連の石化エネルギー使用規制は、CDMと排出権取引など、世界経済の拡大・深化過程に沿った取り組みであることから、この取り決めだけで、地球環境破壊を食い止めるのは不十分である。

それでは、社会環境および自然環境破壊の世界化を断ち切って、人類大多数の貧しい社会的弱者が環境権、すなわち、生活権と生命権を取り戻せるグローバル社会を世界循環型社会と名づけている。それでは、筆者のいうこの世界循環型社会を実現するためには、今までの試み、つまり、国単位で、なおかつ、市場原理に基づいた取り組みを代替できるような新たな取り組みとは何があるのか。その取り組みとは、どのような経済体制を前提としているのか。さらに、どのような空間的範囲で、どのような実践プログラムによって、その世界循環型社会が実現できるだろうか。

まず、前提となる経済体制について、現段階世界経済体制下の社会環境問題を解決できる仕組みを内包しなくては、世界循環型社会を実現することは不可能であると考えている。つまり、飢餓や貧困の世界化といった社会環境問題の解決に向けた社会環境運動の地方化・地域化・世界化の取り組みを取り入れた経済体制づくりでなければいけない。その経済体制とは、一国内で貧富の格差が広がる現段階においては、国単位ではなく、大学やNGOをはじめ、地方自治体を単位とした、等価労働力交換に基づいた地域通貨を媒介とするボランタリー経済であると確信している。この新しい経済体制を前提としながら、同時に、再生可能な自然エネルギーに切り替える取り組みでなければならない。それは、大量生産・大量消費・大量廃棄といった自然環境問題の解決に向けた自然環境運動の地方化・地域化・世界化の取り組みにほかならない。このような世界循環型社会の構築のための二つの取り組み、つまり、ボランタリー経済と循環型社会の地方化・地域化・世界化の試みは、バラバラではなく、融合して進めることが何より大事である。なぜなら、

社会環境破壊と自然環境破壊が悪循環する現段階世界経済体制下では、当然のことながら、環境権保護運動は生活権保護と生命権保護を同時に進めないと達成できないからである。また、考えなければいけないのが、社会環境と自然環境破壊の悪循環が世界経済の全範囲で加速しているので、この取り組みは、地方を単位とした地域レベル、とりわけ、その悪循環が拡大している東アジア地域で具体化しながら、同時に、地球規模で同時に実践していかなければならない。

以下では、現段階世界経済体制下で、世界第一の生産・消費・廃棄集積地へと変容している、アジア地域を対象に、廃棄物の増加の傾向、不法投棄の現状、有害物質の国境移動の現状を検討する。

近年、アジア地域では廃棄物の増加が問題となっている<sup>9)</sup>。例えば、焼却時にダイオキシンなどの有害物質を発生することで問題となっているPBC(塩化ビニール)の生産能力を見ると、1996年にはアジア地域のシェアは世界全体の3割を占めた。1997年アジア通貨危機以降は、化学、鉄鋼、機械、自動車、エレクトロニクス産業などの重化学工業、機械関連製造業を中心に、東アジア企業を世界生産工場として新たに再編入するなど、その割合は今まで以上拡大しつつある。

世界経済構造への再編入過程で、大気汚染・土壌汚染・水質汚濁問題が顕在化している。80年代末から東アジア各国では、これらの問題に対する規制が強化されてきた。このような規制により、排水処理施設や集塵装置などの設置が以前より進んでいる。また、生産過程で発生した産業廃棄物を河川や大気中に安易に廃棄できず、それをスラッジなどの形で処理することが課題となっている。90年代半ばになると、産業廃棄物処理は環境政策の中心課題の一つとして取り上げられるようになった。しかし、フィリピンなど有害廃棄物処理施設が全くない国もあり、各国間での環境規制の格差が拡大している。結果として、環境規制が厳しい国から緩やかな国へと産業間でのすみ分けが進み、産業間の世界重層化を媒介に現代版「公害輸出」が加速している。

また、東アジア地域が、IT産業をはじめ全産業の世界市場として浮上するにつれ、一般廃棄物も急増した。コンビニやファーストフードなどの流通部門のフランチャイズがアジア全域で拡大しつつある。中国やインドネシアの紙の消費量は1991年から97年の7年間で倍増した。紙類の消費のうち、包装用の割合は97年の数字によれば、インドネシア、フィリピンで50%を超し、韓国、中国、日本でも40%を超えている。包装用のビニール袋の消費も増えている。中国では、95年に211万トンの包装用プラスチックが使われており、90年以降年率17%の早さで急増している。日本における包装用プラスチックフィルムの出荷量は80年には約54万トンであったが、96年には、約122万トンに達している。インドネシアでは、プラスチック袋の生産が89年度の1万2000トンから97年度の5万4000トンと年率20%を超える割合で急増した。コンビニやスーパーだけでなく、屋台で買う食品にもプラスチック製袋が使われるようになった。安全な水道水が供給されないこと

---

<sup>9)</sup> アジア経済体制下での廃棄物の増加傾向については、日本環境会議外編『アジア環境白書(2000 - 2001)』(東洋経済新報社、2001年12月を参照されたい)。

を背景として、ペットボトルも普及している。包装用の紙類・プラスチック類の一般廃棄物量の増大とともに、このような質的变化も看過できない問題である。

近年、このような一般・産業廃棄物の増加に伴い、東アジア各地での不法投棄が社会問題となってきた。実際、東アジア各地で、産業廃棄物の不法投棄が問題となっている。日本では、香川県の豊島問題<sup>10)</sup>、さらには、豊島問題を越え日本最大の不法投棄といわれる青森県・岩手県境不法投棄<sup>11)</sup>も発見されている。豊島問題から十数年近く経過したにもかかわらず、日本では年々不法投棄量が増加しているのが現状である。粗大ごみ、焼却不適物、燃焼物、生ごみ、産業廃棄物、すべて増加傾向にある。粗大ごみなどの一般廃棄物の増加が爆発的に増えている。

また、海岸に散在する空き缶やビニール袋が水辺環境を悪化させているように、黒潮の影響で日本海沿岸には、ハングル文字や韓国製の表示のあるポリ容器が漂着している。近海の海洋汚染は海流に乗って地球規模へと広がるので、東アジアをはじめ、北太平洋地域レベルでの共同対応が迫られている。日本は、新潟や熊本の水俣病、富山のイタイイタイ病の発生地となっており、産業間の重層化が東アジア各地方に展開することにより、「公害輸出」が加速している。一般・産業廃棄物の陸・海・空への大量廃棄問題が特に深刻な東アジアにおいては、公共財である東アジア海は一般・産業廃棄物の最終埋立地となり、急速に「死の海」へと向かっている。東アジアの海洋環境を護ることは、東アジアの大量廃棄がもたらした自然環境の保全のみならず、「環境コスト・ゼロ」を貫く東アジア経済体制を変えていかなければならない。東アジアは、世界一の生産・流通・消費基地を維持・強化して、世界経済体制に一層包摂していくことを前提とした仕組みを取っているため、大量生産 大量消費 大量廃棄の流れは一層加速することは明らかである。

これらの問題を掲げて、東アジア地域が持続可能な社会を構築するためには、東アジア地域通貨を介したボランタリー経済を活性化していかなければならない。そして、東アジア海への不法投棄や企業の廃棄物処理の監視を行うとともに、再生可能な自然エネルギーの共同開発や共同利用を進めるなど、東アジア循環型社会システムにむけた枠組みや実践プログラムを構築しなければならない。要するに、世界循環型社会を構築するための前提条件として、地域通貨を用いたボランタリー経済化の地方・地域・世界レベルで融合した取り組みが必要である。そして、世界循環型社会を構築するための重要課題として、地方・地域・世界レベルで融合した「環境権」保護運動、具体的にいえば、姉妹関係にある地方自治体同士など国境を越えた地域単位で、再生可能な自然エネルギーの共同開発・共同実施・地域利用の取り組みが必要である、ということである。

<sup>10)</sup> 豊島では、住民反対運動にもかかわらず、10年を超える長い年月にもわたって、自動車のシュレッダーダストなどの廃棄物が50万トンも不法投棄され、土壌、海洋が汚染された。

<sup>11)</sup> 青森県と岩手県の県境への産業廃棄物の大規模な不法投棄は、三栄化学工業(株)(八戸市)と三栄興業(二戸市)が岩手県二戸市と青森県田子町にまたがる野原(およそ32ha)に、埼玉県の処理業者(懸南衛生(株))から排出されたRDF(ごみ固形燃料)状の産業廃棄物約8,000トン不法投棄していたとされる事件である。RDFだけでなく、有機塩素化合物を含むドラム缶200本以上が掘り出され、ダイオキシンなどに汚染された燃え殻、食品廃棄物なども見ついている。岩手県ではこれまでにない大規模な不法投棄事件となっている。RDFの投棄に関しては、すでに盛岡地裁の判決が下され、三栄化学工業と懸南衛生に対して2000万円の罰金、懸南衛生の社長には懲役2年6ヶ月(執行猶予4年)罰金1000万円が命じられている(三栄興業の代表取締役は公判中に自殺)。

節では、世界規模での飢餓や貧困の蔓延、大量殺戮戦争の拡大、「環境権」の縮小・剥奪、といった社会環境と、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林破壊、砂漠化、野生生物の絶滅危機など種の多様性の喪失、産業廃棄物の大量発生と越境移動、干潟をはじめとする海洋汚染といった自然環境破壊の間での悪循環が世界一集中している、東アジア地域に焦点を絞る。主に、東アジア地域住民の「生活権」を護るために、地域通貨を用いたボランタリー経済化の地方・地域レベルで融合した取り組みについて検討する。それを通して、東アジア地域住民による地方・地域レベルで融合した「環境権」保護運動、とりわけ、再生可能な自然エネルギーの共同開発・共同実施・地域利用を取り入れた東アジア循環型社会の構築へと論を進めることにする。

## 東アジア循環型社会構築の課題

東アジア地域は、現段階世界経済体制下で、企業・産業の世界重層化に伴う世界一の大量生産・大量消費・大量廃棄の集積地となっている。産業廃棄物の陸・海・空生態系への大量廃棄が急増している。とりわけ、最終埋立地と化している「東アジア海」の汚染は年々深刻化しており、「死の海」へと転落しつつある。東アジアの地域住民が国境を越えた取り組みとして、東アジア海を護るための環境教育・環境調査・保護活動を恒常化することが早急に必要である。このためにも、相互理解が深まっている東アジアの姉妹都市間で、再生可能な自然エネルギーに基づいたアジア循環型社会への取り組みは待ったなしの懸案となっている。

この節では、東アジアにおいて、地域通貨を媒介としたボランタリー経済化の構築を中心に、東アジア循環型社会の課題を考えてみよう。まず、新しいボランタリー経済化を目指すための重要な媒介項として、地域通貨についてふれることから始めよう。

19世紀末の金本位制が事実上世界単一の世界通貨システムになる以前まで世界各地で使われた多くの通貨は、ある地域・地方内でしか通用せず、同一社会内で複数の貨幣が流通していたという意味では、地域通貨であったといえよう。ただし、それぞれの地域・地方内で富の一極集中化のために使われた通貨、つまり、商品経済や私有制の発達に伴って広がる貨幣経済を支えるための通貨という意味においては、筆者が本稿で扱っている地域通貨概念とはほど遠い。筆者が進めているボランタリー経済化を目指す等価の労働力交換に基づいた貧困層の相互扶助を促す仕組は古くから世界各地でみられた。以下で、地域通貨の歴史的展開を略述する。

現在の地域通貨の源流は、一つは19世紀前半のイギリスにある。当時イギリスでは、産業革命の進展が資本家と賃労働者という階級間対立を生み、長時間労働・低賃金労働といった労働問題や失業・貧困・都市環境悪化といった社会問題が噴出していった。また、近代的な貨幣制度・金

融制度が成立していく過渡期でもあり、世界経済の拡大・深化を支える国内通貨および世界通貨のあり方をめぐって関心が高まった。

こうしたなか、社会主義者で実業家でもある R.オーウェンは、当時のイギリス貨幣制度では常に交易条件が変動し、賃労働者の労働力価値が生産者と商人などの仲介者によって搾取されるとして、イギリス国内の貨幣制度を抜本的に改革しようとした。物の価値は生産物を作るのに必要な投下労働時間からのみ計測すべきである、という当時主流となっていた労働価値説に基づいている。労働証書を発行し同一の労働時間を等価価値として交換する労働貨幣を構想した。当時の一労働日(10労働時間)の平均賃金は5シリングで、1労働時間当たり6ペンスとなる。これを基準に、参加者の賃金を除し(参加者の賃金÷6ペンス)、労働時間に換算しなおして労働証書を渡した。また、生産物の価格には直接投下された労働時間に加え、原材料と交換所運営のための手数料を組み込んだものとした。彼は、この地域通貨を通して、イギリス国内の通貨制度のみならず、イギリス経済体制そのものを改革しようとしたと考えられる。

地域通貨を通じた新しい経済体制づくりとして、当時、「協同社会型」と「特定参加型」があったが、今日までもこの二つの系統は継承されている。R.オーウェンは、当時、この二つの形態を実験した。前者としては、一定の土地に一定の人口で農工一体の協同社会を形成し、内部で生産された余剰生産物を構成員の労働に応じて交換する。これは蓄蔵貨幣ではなく、使わなければ徐々に価値が目減りする「劣化する貨幣」であった。当初は外部からの購入分が多いため、資本主義経済の影響を受けるが、協同社会が成熟するにつれ、外部に依存する部分が減少していくことになる<sup>12)</sup>。

一方、後者の場合は、自身で生産手段を有する生産者が、自身の労働時間と同じ時間で生産された他の商品とを等価交換を行う。独立生産者が主体となって、代替的な経済体制づくりを目指している<sup>13)</sup>。ところで、規模が拡大するにつれ個人や小さな商店だけでなく企業も参加するようになり、投機的な取引が行われるようになった。つまり、交換所での生産物価格と市場での価格に乖離があったため、市場価格より安いものは外部に転売され、逆の場合は交換所に持ち込まれた。結果、奢侈品は在庫がたまり、一方で需要の高い食料品などは不足気味になるなど需給のバランスが崩れ、労働証書への信頼は薄れていった。1834年5月には発行が停止され、実験

---

<sup>12)</sup> 彼は1825年から1828年にかけて「協同社会型」の労働貨幣の実験を行っている。アメリカのインディアナ州にニュー・ハーモニーという名で協同社会を建設した。運営委員会が生産と分配を管理し、入村者は農業、手工業・製造業、文学・科学・教育、家政、一般経済の6部門に分割され、通帳に記帳する形で労働時間に応じて生産物を交換した。しかし、労働できない者にも生産物は公平に分配されたため、いわゆる「ただ飯ぐらい」の入村者も現れた。結果、効率的に働く者が低く評価されるという不公平感を生んだ。生産物の社会全体での必要量とそれらを生産するために必要な労働時間の構成員間の配分を調整していく必要があった。結局、無制限に入村者を募ったことで土地や建物に対して人口が増大し、需給は一致せず、この実験は失敗に終わった。

<sup>13)</sup> この考え方は、資本主義経済体制下では交換する価値の格差が必然的に広がるのが基本前提となっていることを十分理解できなかったと思われる。現段階に至るまでの世界経済体制下では、生産における資本家による賃労働者の剰余価値の搾取のみならず、流通と消費、ひいては、資本蓄積の全過程における資本家と労働可能人口間での不等労働量交換による剰余価値の搾取が、富の源泉となっていることを忘れてはならない。

は失敗に終わった。

しかし、R.オーウェンの実験は後の協同組合運動に影響を与えた。例えば、19世紀半ばから始まった協同組合運動は相互扶助などの社会的連帯の追及に努めた。組合の資本金は組合員の出資によって構成され、利子配当が行われるが、組合員がもちよった財の市価販売によって生じた剰余金は組合員の購買高に応じて分配し、また教育促進に活用した。これはやがて信用組合に発展し、商人や高利貸しによる金利負担に悩んでいた中小事業者、消費者に対して資金の貸付や預金の受け入れを行った。これは法定通貨を利用し、利子付きの融資を認めている点で、「特定参加型」とみて良い。

1930年代に導入された地域通貨のなかでも現在まで残っているのは、デンマークの協同生産組合 JAK とスイスのヴィア銀行の例である。JAK では無利子で貯蓄を集め、無利子で貸付を行い、とりわけ、大恐慌で打撃を受けた零細農家に歓迎された。自身の貯蓄額以上を借り入れることができ、金も手間もかかる有機農法など新しい分野に進出し、成功を収める者もいた。このシステムは確実に広がっていき、1958年 JAK は正式な銀行となった。しかし、70年代に再び世界大不況のあおりを受けて、倒産することになった。しかしその手法は受け継がれ、JAK 会員が地域の預金貸付協同組合といった形で事業を再開した。またスウェーデンでも同様の手法が取り入れられている。

一方、ヴィア銀行は、当初は協同組合として設立され、後に正式に銀行となった。取引を活性化させようと、バーター取引から始まり、1950年代初頭までは消費者も参加する無利子の交換リングの形をとった。最終的には事業者間の取引のみに落ち着いた。スイス・フランとヴィアを組み合わせ、決済や融資を行ない、現在でも多くの参加者を得ている。従来小切手の形をとっていたが、近年電子決済が可能になり、ヴィアカードという一枚のカードでヴィアとスイス・フランを併用した支払いが容易になったことも、取引額増加に寄与している。

これらの利子のつかない地域通貨は市場経済下での利益追求と相互扶助の促進の結合である点で、「特定参加型」であるといえよう。これは、一般の協同組合が掲げる理念と同じく、特定参加者間での社会的連帯を目指している。つまり、劣化する貨幣と違い、使用が事業者間の取引に限られ、一般の消費者の間には直接広まらない。近年、世界各地で、一般の銀行も環境関連の中小事業者への融資に乗り出すようになっている。

1930年代には、米国において中核産業の交替が加速するにつれ、他の帝国は自国の富の流出と市場をブロックするために、金輸出を禁止するなど世界統一的な通貨体制であった金本位制から離脱した。また、他ブロックへの輸出を拡大するために自国通貨の切り下げに走るとともに、他ブロックからの輸入を制限するために高率関税を賦課するようになった。この背景には、過剰生産能力による世界市場の相対的な縮小という大不況が横たわっていた。この世界経済体制の

転換期に帝国本国で地域通貨の隆盛がみられた。その要因として、富の一極集中化と貧困や飢餓の蔓延が進むと同時に、大量生産・大量消費・大量廃棄がもたらした生態系が歪んでいくことに対する危機感が広がったことが挙げられる。

いうまでもなく、1980年代以降、約3000にも及ぶ地域通貨が世界で大流行している背景にも、同じ要素があり、しかもそれが一層拡大・深化していることが挙げられる。したがって、1980年代以降の地域通貨は、1930年代の特定参加者の経済効果を狙った地域通貨とは異なり、目的と形態が「共同社会型」から「特定参加型」に至るまで実に多様なものである。

ここでは、代表的な地域通貨モデルとされている三つの例、すなわち、タイムダラー、LETS、イサカアワーを挙げよう。

タイムダラーは時間預託システムといい、米国で1980年代初期にE.カーン博士によって考案された。サービスを交換することで人々の交流が生まれ、地域で目的を一つにした新しい共同体づくりの触媒となることを目的としている。全ての人間に等しい時間を価値基準としており、活動した時間を預託し、自分がサービスを受けるときに使用することができる。高齢者介護サービスからはじまったこの地域通貨は、今では育児、教育の分野にまで広がり、福祉関連の財の購入や医療保険料、保育料などの支払いにあてることもできるようになった。こうした慈善的な性格が注目され、日本も含め各地で取り入れられている。典型的な「協同社会型」地域通貨である。

このタイプは、共同体内での相互扶助を目的とした時間預託システムが特徴である。全ての人間に公平な時間を基準に、ボランティア活動をやり取りするシステムで、イタリアや中国の時間銀行、日本のボランティア労力銀行などがこれに属する。

LETS(Local Exchange and Trading System:地域交換・交易システム)は、労働貨幣であり、現在最も広く普及している地域通貨である。1983年カナダのコモックスバレーで起こったこの地域通貨は、登録した会員同士が互いにモノやサービスを提供しあうもので、その取引内容を通帳に書き込んでいく形をとっている。大きな特徴は、通貨の発行権が個人に委託されていることである。マイナスから始めることもでき、必要に応じて貨幣を発行するので供給に過不足が生じることはない。取引の対象は、地域で生産された農産物・工業製品といったものから、料理、裁縫、ガーデニングなどの趣味レベルのサービスや医療、介護、子守り、環境運動など専門的なサービスまで様々である。LETSは本来地域コミュニティの自律を図る目的で、地域内での投機的活動や環境負荷の大きい事業を排除し、地域の特性を活かした地域産業の創造を目指したものである。しかし、地域産業の振興は進まず、むしろ副次的な効果であるはずのメンバー間の信頼関係の強化、相互扶助の促進が中心になっている。このタイプの特徴は、ボランティア活動に加え、地域で作られたモノをやり取りすることで、共同体の内外双方に働きかける地域通貨である、ということである。「協同社会型」と「特定参加型」の中間的な地域通貨といえよう。

イサカアワーは 1991 年アメリカのニューヨーク州イサカ市で誕生した。地域産業の活性化を目指したもので、地域通貨管理委員会によって発行が管理されている。会員には入会金と引き換えにアワーを渡し、起業の際の融資や教会、学校、病院といった公共機関への寄付を行っている。

この地域では小規模な有機農法を行っている農場が多く、彼らは地域通貨管理委員会からの寄付を受け、経営を成り立たせている。負債のため土地を失ったり、買収されて工業的な農法が導入されたりすることで土地が荒れ、環境が破壊されることを避けることができる。参加者が 1000 人を超えるこの地域通貨は、1930 年代の利子のつかない JAK やヴィア銀行のような地域通貨のように、法定通貨と上手く組み合わせることで地域経済の活性化を図っている。また、介護、育児、教育、環境といった非市場的サービスも展開している。このタイプの地域通貨は、中小企業などの生産者間の事業活性化が主な目的である「特定参加型」の地域通貨といえる。

以上のことから分かるように、地域通貨は、ボランタリー経済化か、既存の経済体制を補完するか、という異なる経済体制の前提によって、運用する貨幣も、19 世紀前半の抜本的な貨幣改革に始まった労働貨幣から、法定通貨の補完貨幣または擬似貨幣へと分かれることになる。

ところで、1980 年代以降の世界経済体制の大転換期では、人間同士の対立対象が、かつての「労働権」から「環境権」へと拡大・深化している。グローバル・キャピタリズムと「世界帝国」の確立に向かって、超国籍資本主導で一層加速する世界経済の拡大・深化のなかで、どのような地域通貨が世界大多数の社会的弱者による「環境権」保護運動に役立つのか。これを探るために、現段階世界経済体制下で、社会環境と自然環境破壊の悪循環が顕著である東アジア地域に目を向け、日本の地域通貨を具体例に、地域通貨の現状と課題について考えてみよう。

日本においても、2004 年 8 月現在、実験中のもも含めて 450 以上の地域通貨が流通している<sup>14)</sup>。日本では、1970 年代には時間預託システムが導入され、1995 年 7 月にはアメリカのタイムダラーの支援を受けた「NPO法人タイムダラー・ネットワーク・ジャパン」によって「だんだん」が立ち上げられた。また 99 年 5 月にNHKで「エンデの遺言：根源からお金を問う」が放送されて以来、爆発的に増加した。日本の地域通貨導入の目的は、コミュニティの活性化と地域経済の活性化におおむね分かれている。前者は、失われつつある文化や価値観の多様性、人々との信頼関係といったものを取り戻すことを目指している。地域社会における相互扶助や人的交流の促進、ボランティア活動の普及、また町づくりにも利用されている。共同組合の相互扶助の思想が、更に身近なものとなって地域通貨に取り入れられている。後者は、地元商店街での購買力を高め、地域内で通貨を流通させることで資本の流出を防ぎ、雇用を守ることを目指している。これが現行の日本の地域通貨の全体像である。広島県で代表的な二つの事例を取り上げて、日本の地域通貨の現状と今後の課題を検討していこう。

---

<sup>14)</sup> 徳留佳之ホームページの地域通貨全リスト(<http://www.cc-pr.net/list/>)を参照されたい。ただし、登録制のため全てを把握しているとはいきれず、中止しているものや地域通貨とはいいいかねるものも含まれている。

まず、藻塩じゃ券<sup>もしお けん</sup>についてである。広島県安芸郡蒲刈町<sup>ひろしまけん あきぐんかまがりちょう</sup>は、瀬戸内海<sup>せとないかい</sup>の島嶼部に位置する人口約 2,600 人の町で、町を支える産業はみかんと藻塩<sup>もしお</sup><sup>15)</sup>という産業の重層構造の底辺に位置する一次産業である。そのため過疎化と高齢化が年々深刻になってきており、とりわけ 2000 年 1 月 18 日に本土(広島県川尻町)と島を結ぶ安芸灘大橋<sup>あきなだおほし</sup>が開通してからは、人口の流出に加え、地元商店街では客数が減少し、住民同士のふれあい、支えあいの形も変わりつつある。そうした過疎高齢化による土地の荒廃が懸念されるだけでなく、瀬戸内沿岸の工場からの廃水や周辺の島々への産業廃棄物の埋め立てなどによる瀬戸内海の汚染の影響も免れ得ない。また、弱者を切り捨てる政策ともいえる市町村合併の波に吞まれ、2005 年 3 月に呉市<sup>くれし</sup>と合併され、今後一層町を取り巻く環境は悪化すると思われる。このように、世界経済重層化の拡大・深化に伴う社会環境と自然環境破壊の悪循環が噴出しているこの町で、2002 年 2 月に広島県内で初めて地域通貨が立ち上げられた。

「藻塩じゃ券」は、上述のような現状にある町を活性化させるため、海外視察でカナダのイサカアワーについて学んだ町長によって提案され、商工会が中心となって立ち上げられた。2001 年 6 月に地域通貨検討委員会「藻塩ネットワーク」を発足し、地域通貨導入に向けて調査・研究を進めた。その際、地域振興活性化事業として町と中国経済産業省から計 210 万円の援助を得ることができた。約一年をかけて、地域通貨を実際導入している地域への視察や講師を招いての勉強会、住民への説明や意識調査、また体験イベントなどを実施し、2002 年 2 月 24 日の立ち上げとなった。まず問題となったのは、商工会という経済的利潤を追求する団体が運営主体となることで、地域通貨をどのように位置付けるかということだった。日本の地域通貨の多くは、各種 NGO、NPO 団体によって運営されており、主にボランティア活動を促進するためのモノやサービスのやりとり利用されている。一方蒲刈町では、島という閉鎖的な空間の中で互いに助け合う基盤はもともと存在しており、過疎高齢化の影響でそうした支えあいが難しくなっているとはいえ、わざわざ地域通貨を使ってボランティアを促進する動機は都心部ほど強くない。むしろ、本土と陸続きになったことで客足の激減した地元商店において、地域で生産したものを地域で消費することで地域をもりたて、過疎高齢化に歯止めをかける必要があった。そのため、対象を会員などに限定せず町民全員に広げ、島内に生活の基盤をおく主に主婦、子供、高齢者に分かりやすい地域通貨作りを目指した。

そこで、誰にでも分かりやすいように、形態は紙幣型とし、まずは、100 円相当の 100「もしお券」を作成した。町や商工会が主催するイベントの手伝いや清掃といったボランティア活動に参加した者に「もしお券」を配布し、「藻塩ネットワーク」加盟店で利用できるようにした。30 分の活動につき、100「もしお券」が手に入り、店では消費税相当分を「もしお券」で払うことができる。つまり、

<sup>15)</sup>藻塩はホンダワラという海藻を利用して精製された塩で、古代の製法を再現している。普通の塩に比べ栄養価が高い。蒲刈町の特産品だが、生産に時間がかかるので販売量は限られている。筆者は、この蒲刈町で地域通貨がどのように機能しどのような課題を抱えているのかを、2003 年 8 月、2004 年 9 月の二回にわたって調査した。

2,000 円の買い物につき、「藻塩券」1 枚を使用できる。しかし、地元商店での日常の買い物で、一度に 2,000 円以上買うことは少なく、50「もしお券」を作成し、1,000 円の買い物から使用できるようにした。

しかし、この商店での買い物に地域通貨を利用する仕組みは、店にとっては割引することになり、損をするばかりでメリットがないと、当初賛同する商店が集まらなかった。しかし立ち上げから 2 年経った現在、地域通貨を利用できる店では客足が増えるという効果が見られ、加盟店は当初の 5 店舗から 39 店舗まで増加した。また、「藻塩ネットワーク」が仲介し、個人間でのモノやサービスのやりとりも行おうとしている。しかしサービス提供者として登録している者は当初の 16 人からほとんど増えず、現在に至るまで数回しか取引は行われていない。つまり、発行された「もしお券」は、ほとんど買い物にしか使われていないということになる。

ここで回収率をみてみると、2001 年度に 2,000 枚発行、25%の回収、2002 年度に 1,500 枚発行、12%の回収、2003 年度に 1,800 枚発行、46%の回収となっている。2003 年度に大幅に回収率が上がっているのは、商工会による特産品の開発が背景にある。前述のように、2001 年度に町と国から補助金を得て地域通貨の運営を行ったが、2002 年度には補助金もなく、他の地域通貨のように寄付を集めることもしないので、運営資金の調達に悩むことになった。そこで、特産品の開発に取り組み、その売り上げを資金に当てることにした。この構想を経済産業省に提案したところ、2 度目の補助金を得られることになった。地元で生産されたものを素材に、8 つの特産品を開発し、その購入の一部に「もしお券」を当てることができるようにした。売り上げの一部は地域通貨の運営資金とし、地域通貨の利用先も増え、かつ町全体の活性化につながる方法だった。今後はより使いやすくするため、「県民の浜」(県内随一の美観をもつ砂浜に併設された食堂、温泉などの施設)などの町営施設での利用を可能とする方向で動いている。

以上が「藻塩じゃ券」の現状だが、いくつか問題点があげられる。まず 2,600 人の町民が対象とはいえ利用者は主婦などに限られており、1,000 円以上の買い物にしか使えないという子供には利用しにくい形態になっている。町の活性化を目指すのであれば、後述する<sup>ひろしまけん あきぐん</sup>広島県安芸郡府中町の例のように、子供の郷土史教育、環境教育に地域通貨を利用していくことも考えられる。そして、高齢化の進んだこの町で、ボランティアをする体力のあるものしか地域通貨を使えないことである。折鶴を折って地域通貨を入手した事例が一件あるが、個人間の取引がほとんどない現状で、これは偶発的な事例である。特産品開発など町の活性化には役立っているが、町民全員参加という趣旨には少々はずれている。

次は、府中町の<sup>えふ</sup>efについてみてみよう。広島県安芸郡府中町は、周囲を広島市に囲まれた、安芸郡の飛び地という全国的にみても特徴のある形態をしている。名が示すとおり、古代安芸国の国府が置かれていたといわれており、政治文化の中心地として栄えた。現在人口は約 50,000 人、他で問題となっている高齢化率は約 13%とまだ低い水準を保っている。町内に自動車企業マツダ本社があり、産業の町として有名である。また、2003 年にはイオン・グループの大型スーパー・ジ

ヤスコが進出し、県内随一の規模の店舗を有している。2004年にはJR天神川駅が新設され、広島市のベッドタウンとしてますます利便性を増している。

この府中町では、住民の快適な暮らしを目指し、特に環境問題に力を入れている。こうした環境対策には、行政だけでなく日本独自の「町内会<sup>16)</sup>」という組織が深く関わっている。2000年7月に「府中町環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、2001年3月には府中町環境基本計画を策定した。しかし環境問題といっても、大気汚染、森林破壊、河川・湖沼の水質汚染、ごみ問題など多岐にわたり、町内に抱える各種環境運動団体も活動の方向性にばらつきがある。そこで、府中町のCO<sub>2</sub>排出源の5割以上が家庭・民生部門であることに着目し、町民全員が同様に考えるべき問題として地球温暖化問題に重点的に取り組むことになった。

環境対策には、1945年の歴史をもつ府中町公衆衛生推進協議会<sup>17)</sup>の働きが大きく寄与した。2001年には市民の環境学習の場であるe サロンが開始され、2002年には新たに脱温暖化市民協議会が設立された。これが中心となり、地球温暖化対策に向けた実践活動を行い、その媒介としてエコマネー「FUTURE」が立ち上げられた。2002年度は省エネトライアルを実施し、これに参加すれば1億「FUTURE」、またCO<sub>2</sub>削減率に応じて1-4億「FUTURE」が与えられた。また、エコ・省エネ商品購入の推進を行い、不用品を持ち寄ってのリユース市や、産地直送の旬の野菜市でエコマネーを利用できるようにした。結果、年間で省エネトライアル総参加世帯数は927世帯(町全体で約26,000世帯)、CO<sub>2</sub>削減量は2,100kg CO<sub>2</sub>となり、エコマネーは2,949億「FUTURE」発行され、2,553億「FUTURE」回収された。2003年度には、昨年度の参加者の少なさという反省点を踏まえて、エコマネーの一層の浸透を図った。町に5つある小学校区ごとにエコマネーの流通システムを考案し、それぞれの地域特性を生かしたエコマネーを企画した。

これまで府中町で環境対策の中心となってきたのは、公衆衛生推進協議会など65歳以上の高齢者である。したがって、未来を担う子供達こそ町のことを知り、環境問題に取り組んでいくべきとして、小学校区をベースに活動を行うことにした。子供達にも分かりやすく、商店や町営バスなどにも利用できるようにと、それまでの単位を改め、50ef、100ef、500efを発行した。小学校区ごとの発行・回収メニューの他に、2004年9月からは新設された大型スーパー・ジャスコ広島府中店が、このエコマネー事業に参加した。このジャスコ広島府中店で、ラップ、シャンプー、リンス、ソープ、

<sup>16)</sup> この組織は、日本の都市地域で町丁別に形成された住民組織(その他自治会や浄会など様々な呼ばれ方をするが、どれも同じもの)である。日本の行政区は都道府県の下に市と郡、その下に町村と分けられるが、これは1888年の市制町村制定時に施行された。しかしそれ以前にも江戸幕府の藩政下で町村が存在し、住民の生活の基盤となっていた。その幾つかが統合されて1888年以降の町村に収まった。明治政府は末端行政単位としてこの江戸時代以来の町村単位での住民組織を容認・利用することになった。また第二次世界大戦中はこの町内会の組織化が1940年の部落会町内会等整備要綱で法制化されたが、敗戦後GHQ占領下で解散を命じられた。その後ワシントン講和条約によって同禁令が無効になると、法制化はされなかったものの、再び各地で復活した。このような住民組織は諸外国には例がなく、日本独自の前近代的集団と捉えられている。

<sup>17)</sup> 府中町に68ある町内会から一名以上の衛生委員が選出されて協議会を構成している。戦後すぐに組織され、当初は道路や用水路の清掃、下水道の普及運動といった公衆衛生に携わり、現在のような環境問題にも取り組むに至る。筆者は2004年9月に、大邱慶北環境研究所と共同で、最新の地域通貨の運用実態について共同調査を行った。

トイレットペーパーといった環境保全商品とエコマネーを交換できる。こうした工夫があって2003年度は、発行量、回収量ともに2002年度より大幅に増加した。府中町は今後一層脱温暖化対策に取り組もうとしており、現在、地域省エネルギービジョンとして太陽光発電の普及にエコマネーを利用することを計画中である。

府中町のエコマネー「ef」は現在、成功例としてテレビや新聞といったメディアに取り上げられているが、一つ懸念される点がある。それは、イオン・グループの思惑である。同グループは全国規模の大型スーパーを展開し、府中町その他、三重県や長崎県などでもその地域の環境対策事業、地域通貨事業に関わっている。その目的は、企業のイメージアップと収益増大のためといわれている。しかし、地域通貨を媒介とするかどうかの違いはあれ、各家庭のCO<sub>2</sub>削減量に応じて当スーパーで販売する環境保全商品と交換する仕組みは、京都メカニズムの一つである排出権取引と関連がある。企業間の排出権取引網を、やがて地域住民にまで広げるための布石にほかならない。つまり、企業間で規定量以上のCO<sub>2</sub>を排出した企業が、規定以下に抑えた企業から排出権を買うシステムを利用して、イオン・グループが、地域住民が抑えたCO<sub>2</sub>排出削減量を環境保全商品と引き替えに集める、ということである。この方法では、企業の排出量を度外視した今までの体質が改まることはない。環境問題をも利用して利潤拡大を図る企業の思惑に、地域住民の環境保全への熱意が利用されることとなる。ET超国籍資本を頂点とする企業間の世界重層化がこのような形を通して加速すれば、貧富の格差の広がりや自然環境破壊に歯止めをかけるどころか、むしろ、それを促進することになり、社会環境と自然環境破壊の悪循環を断ち切り、地方単位の循環型社会を構築しようとする住民の試みを裏切ることにならざるを得ない。

以上、日本の地域通貨の現状をそのまま投影している二つの広島県の地域通貨の取り組みを検討した。時間預託システムを取り入れている点を除けば、ほとんど「特定参加型」地域通貨といえる<sup>18)</sup>。これを踏まえながら、日本の地域通貨の課題を析出してみよう。まず、地域通貨が指向する経済体制に関する課題である。日本の地域通貨のほとんどが、社会環境問題とその根底にある経済構造には一切手を加えず、既存の社会環境と自然環境破壊の悪循環をもたらした現段階世界経済体制を受け止めた上で、各地方自治体単位で、社会的紐帯を復活・強化させることで社会不安をいくらか緩和しようとする認識を改めなければならない。19世紀初頭の労働証書とは異なって、「特定参加型」という貨幣形態を取っていることもここからきている。現段階世界経済体制下での「環境権」剥奪のメカニズムを的確に捉えた上で、大多数の貧しい社会弱者自らが「環境権」を護れる地域通貨の試みが必要である。その上、地域通貨の運営が、地方自治体内の行政と町内会の協調下で行われることに関する課題である。そのために、その範囲が市町村などの狭

<sup>18)</sup> まだ模索段階にあるが、現段階世界経済構造を支える現行の通貨制度に代わりうる地域通貨の試みがないわけではない。特に、加藤敏春氏のエコマネー (<http://wwwil.u-page.so-net.ne.jp/cb3/tkatoh/>)、西部忠氏のQプロジェクト (<http://www.q-project.org/>)、(<http://www.econ.hokudai.ac.jp/~nishibe>) が挙げられる。加藤敏春氏のエコマネー特徴は、(1) 価格は当事者間で価値でもって自由に決定すること、(2) 電子マネーと電子クーポンを活用すること、(3) 決済機能だけで金融仲介機能は有しないこと、(4) 地域内で生産・消費・廃棄されるモノやサービスを地域内だけで流通すること、(5) 法定通貨と組み合わせて使うことが挙げられる。他の地域通貨と異なる大きな特徴は、市場原理に基づいた市場価格で価値を決定をしないということである。

い地方内での活動に限定され、地方ごとに分断されている。また、国家を越えた本格的な取り組みはほとんど見られていない。今後、地方単位ではなく、地方を跨る地域通貨間の共通化が求められる。

今回は、東アジア循環型社会を実現していくための前提条件として、東アジア地域通貨の取り組みを析出する必要がある。筆者の姉妹都市間を結ぶ東アジア地域通貨の取り組みを紹介する。「東アジア地域通貨」の具体的な運用するにあたって、まず、共同の環境基本計画を策定し、姉妹都市・地方間で、新たな環境協定を結ぶ。年中行事としての環境保護や監視活動計画を共同で策定する。電子マネーとして運営する「アジア地域通貨・オリエント(仮称)」を両地方間で同時に発行する。地域通貨券の発行原資は、姉妹都市住民が共同出資によって集める。この際、アジア地域通貨単位は、環境ボランティア活動に参加する人々の一回平均食事代を各国の為替レートで換算した額、すなわち、日本の300円と韓国の3000ウォン(中国姉妹都市へと延長する場合は、物価安を勘案して20元の約1/5に相当する4元)にし、年間事業規模に合わせて地域通貨の総額を決める。トラブルなどの諸問題を議論・解決する共同の環境カウンセラー制度を常設化する。市民講座、東アジア地域住民懇談会を定期的に開く。その他、会計監査、活動評価などの年次報告書を発行する。日韓、ひいては、東アジアの全地域で、ボランタリー経済化や共通の循環型社会化が進むにつれ、姉妹都市間の地域通貨同士が共通化・融合化することが期待される。

以上、「東アジア循環型社会」を構築するための新しい経済体制づくりについて論じた。以下では、「東アジア循環型社会」を実現していく上で、とりわけ日韓でどのような実践プログラムが考えられるのか、について検討する。

## 現段階日韓環境協力の実践課題

以下では、従来の国単位のアプローチとは異なる、姉妹関係にある大学・地方自治体・NGOが主軸となった「日韓環境共同体」の実現に向けた、姉妹都市住民による「草の根」の環境協力プログラムを提案していく。

まず、2005年6月現在、日本で4回の実施経験をもつ、全国複数のNGOによる「環境首都コンテスト」を検討することから始めよう。筆者がこのコンテストに注目する理由は、この「環境首都コンテスト」に参加している日本の地方自治体と姉妹都市関係にある韓国の各自治体が、協同で、持続可能な地域社会づくりに向けて、循環型社会構築のための様々なプログラムを計画・実施していくことが効果的であると考えからである<sup>19)</sup>。

---

<sup>19)</sup> 筆者は、今後5年間の準備期間を経て、「日韓環境姉妹都市コンテスト」の2011年実施を目標に、日韓間の環境NGO、大学、地方行政、自治体住民が協同で、日韓環境姉妹都市づくりに専念している。

まず、「日本の環境首都コンテスト」の経緯と仕組みを見ていき、その後、コンテストの目標と評価を見ていき、自治体の取り組みの現状と課題を検討したい。

「日本の環境首都コンテスト」は、環境先進国といわれるドイツのコンテストをモデルとしている。ドイツでは、環境 NGO「ドイツ環境支援協会」が 10 年間継続実施した「環境首都コンテスト」が、地方自治体の環境対策をより活性化し、ドイツ社会のエコロジー化に大きな影響を及ぼしたと言われている。ドイツで環境首都に選ばれたフライブルク市は、いまや日本で最も有名なエコシティーである。日本でも近年、環境自治体をめざす市区町村の動きが盛んに見られるようになってきたが、多くの地方自治体が具体的な政策・施策づくり、市民とのパートナーシップのあり方に課題を抱えているのが現状である。そんな状況にある自治体に対し、環境首都コンテスト全国ネットワークが全国の各自治体の環境づくりを促進するために、自治体と NGO、また自治体間の環境問題に関する情報相互交換を目的とした「日本の環境コンテスト」を実施することになった。そして 6 年間にわたる準備期間を経て 2001 年に第 1 回のコンテストを実施することとなった。

「日本の環境首都コンテスト」の実施に至るまでの経緯をみてみよう。NGO「環境市民」がドイツの事例研究とコンテスト項目を検討した。その上、複数の NGO で「環境首都コンテスト全国ネットワーク」を結成することになった。「環境首都コンテスト全国ネットワーク」は、深刻化する地球環境問題の解決のため、持続可能な地域社会の実現に向けて、地方自治体とのパートナーシップを向上しようとする全国組織の環境 NGO のネットワーク組織である。コンテスト実施前の 2000 年秋には、ドイツの 1998/99 年度の環境首都ハム市、ドイツのコンテストを主催としたドイツ環境支援協会からゲストを招き、ネットワークとして全国 6 カ所でセミナーを開いた。2001 年春には、コンテストの調査票づくり、45 自治体の協力を得てプレコンテストを実施した。コンテストと調査票についてのヒアリング調査、調査票の改善、実施方法、表彰方式の検討などの分析を重ね、2001 年度に環境省の外郭団体である(当時)地球環境基金からの助成を受けて実施に至った。2010 年まで、「持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト」を毎年実施する計画である。2003 年 8 月には「第 5 回環境自治体をつくる市区町村長と環境 NGO の戦略会議」を開催している。住民参加とそれを支える自治体の取り組みを向上させるために、コンテストのなかでの先進事例などの情報共有、自治体環境行政の横断的統合化、地方自治体間の交流活性化、第三者による厳格な評価システム、環境 NGO との意見交換など、様々な仕掛けをしながら、2004 年で 4 回実施している。構成団体は、十勝場所と環境ラボラトリー、ふるさと環境市民、やまなしエコネットワーク、中部リサイクル運動市民の会、環境市民、環境市民・東海、未来の子、くらしを見つめる会、環境ネットワークくまもと、プラス・エコ、長崎伝習所環境ネットワークながさき塾の計 11 団体である。目標は、日本の環境首都、フライブルクをつくることとなっている。

ここで、ドイツの環境首都コンテストとフライブルク市の環境政策についてふれておこう。ドイツで「自然・環境保護の連邦首都」を選出する地方自治体コンテストは、1989 年から 1998 年にか

での 10 年間実施された。自治体間で「戦略としての競争」を取り入れることによって、環境行政をより活性化し、地域社会のエコロジーかを向上することが目標であった。社団法人であるドイツ環境支援協会(DUH)が実施母体となり、フライブルク、ハム、エッカーンフェルデ、ハイデルベルクなどの環境首都が誕生した。

ドイツ地域住民の環境への関心は、酸性雨による「黒い森」の森林破壊を止めるための住民運動と原子力発電所建設に対する住民の反対運動によって 1970 年代初めに一気に高まった。とりわけ、フライブルク市では、1969 年に酸性雨対策として公共交通を充実させ、自家用車の使用を抑制する第一次総合交通システムを策定した。また、近郊のヴィール地方で建設予定の原子力発電所に対する住民運動を契機に、住民の間でエネルギー大量消費の生活をしてはいけないという自覚が生まれた。こうしたなかで、原子力に頼らない太陽エネルギー開発、ゴミを再利用した発電・給湯・暖房システムなどの資源リサイクルなど、様々な省エネルギー政策に取り組んできた。そして 1972 年に第一次自転車交通網プランと市電の維持とその拡大・開発を決定した。そしてその翌年には、旧市街地での交通規制を実施する。そして 1976 年にはドイツ環境自然保護連盟(BUND)のバーテンヴェルテンベルク州支部がフライブルク市に設置された。その後、1979 年に第二次総合交通システムが策定された。

1981 年市議会で、「市のエネルギー供給の原則」というエネルギー供給に関する基本コンセプトが審議された。1984 年には、市内への自動車乗り入れ制限と環境保護定期券が登場した。また 1986 年にはドイツ国内の同規模の市では一番に環境保護課が設立された。また同年に、チェルノブイリ原発事故をきっかけに、原発建設反対と市の「エネルギー供給基本コンセプト」が全会一致で決議された。この「基本コンセプト」には、原子力発電所建設反対決議と、以後のエネルギー政策、ゴミ・廃棄物処理など、様々な環境保全策が盛り込まれている。従来型エネルギーを節約する省エネルギー政策、天然ガスを利用した地域発電/地域熱給湯システム開発といった従来型エネルギーの新利用法の開発、太陽光エネルギー、風力、バイオマス、地熱などの再生可能な自然エネルギーの開発が、エネルギー自立都市への取り組みとして提示された。

1990 年には環境保護課から環境保護局へと格上げされ、1992 年には行政・多数の民間団体・市民が一体となって環境問題に取り組んでいることから、フライブルク市は環境首都に選ばれた。環境首都に選ばれた背景には、住民の持続的な原発建設反対運動をベースにした住民の高い環境意識が、フライブルク市の環境行政に反映されてきたことが挙げられる。

ここで、フライブルク市の公共交通システムの特徴についてふれておこう。特徴の一つは、自家用車を単に排除するという方針ではなく、自家用車と公共交通をうまく共生できるようにしようとしたことである。制度面での規制の一つ目に、住宅地の道路はすべて 30 km/h 制限とした。その二つ目に、中心地の自動車レーンを縮小した。三つ目に、駐車場の値上げを行った。四つ目に、路上駐車は荷下ろし以外を禁止した。最後に、フライブルク中央駅の線路をまたぐ陸橋は、自家用

車では通れない。ただしこうした規制だけでなく、住民には住宅地区駐車優先権を与えるとともに、郊外の駅周辺に巨大な無料駐車場を設置した。またフライブルク市では、郊外に多数の大規模小売店を立地させないように立地の制限をかけている。また、郊外の大規模小売店は、日用品の販売は許可しているが商品の数を制限している。つまり、日用品以外の商品は許可されていない。

もう一つの特徴は、LRTの導入が挙げられる。LRT(Light Rail Transit)とは、路面電車の進化したものである。LRT導入のメリットの一つ目に、建設コストが地下鉄やモノレールに比べて低いことである。その二つ目に、輸送量あたりの二酸化炭素排出量が低いことである。もちろん、建設時には多量の二酸化炭素を排出するのでその量を明確にしなければならない。三つ目に、LRT導入により中心市街地は歩行者中心の街となる。これにより中心市街地の活性化に寄与できる。四つ目に、高齢者に対応していることである。地下鉄のように階段がないことと低床型なら乗り降りがしやすい。また、駅間が他の交通機関に比べて短いので高齢者への負担が少ない。最後に、所得の少ない人々に移動手段を提供するという点で意義がある。

以上のようなフライブルク市の交通システムが機能する上で、特記すべきが地域観光定期券(レギオカルテ)による公共交通機関の利用を高めたことである。この定期券は、市電、市バス、近郊地域の国有鉄道、そしてほとんどの私営バスに共用可能なのである。また、この定期券は比較的安価である。安価というのは、販売価格の59マルク(一ヶ月約3,000円)は実費の60%であり、残りは州が補助しているからである。また企業によってはイメージアップのため補助をしているところもある。さらに、これは、他人に貸出可能な無記名式の定期券である。また、学生定期券、若者定期券、就学前児童定期券(すべて記名式)もある。加えて日曜や祭日は一枚で家族6人が利用可能である。

LRTと地域環境定期券の利用を促すもう一つの措置として、自転車専用道路を全長150km設置したこと、駐輪場の数を増やして駐車場の数を減らしたことが挙げられる。また、公共交通<sup>20)</sup>のネットワークを構築することにより、乗り継ぎを便利にしたことも役だった。但し、フライブルク市の交通システムは都市公社全体で欠損が出ているが、その損失をフライブルク市が補填している。自治体に常に補填してもらわないと運営が出来ないのが現状であるが、持続可能な経済体制の枠組みをどのように構築するかが、今後の主要課題といって過言ではないだろう。

次は、日本の環境首都コンテストの目標と評価を検討し、その上、日本の地方自治体の取り組みの現状と課題を検討していく。コンテスト目標等を「持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都

---

<sup>20)</sup> フライブルク市内の公共交通は、フライブルク交通株式会社(VAG)が整備・運営を行っている。この会社は、市が100%出資するフライブルク都市公社の傘下にある。交通事業では1998年度に2,440万DMの欠損を出している(2004年現在はDMがユーロへの切り替えが終わっているので日本円でいうと1マルクを55円としたならば約13億4,000万である)。そしてこの費用を埋めているのが同じくフライブルク都市公社の傘下であるフライブルク・エネルギー・水道事業会社の利益である。

コンテスト結果報告』等<sup>21)</sup>からまとめると以下の通りである。

- (1) 自治体間に切磋琢磨できる仕組みをつくることにより、自治体の環境施策の総合的な推進を加速化し、「日本のフライブルク」と呼ぶことができるような環境自治体を創出する。そして国内に具体的な目標になる自治体が出現することにより、全国の自治体に波及的な環境自治体創出効果を生み出す。
- (2) 参加自治体が他の自治体との比較検討により、自己の施策の取り組み状況を総合的に比較し評価することができる。
- (3) 施策提案である質問の回答内容に関する情報提供と、先進事例の掘り起こしと紹介により、自治体間に環境施策の交流と推進を促す。
- (4) 優れた取り組みを実施している自治体を環境 NGO が評価することを通して、地域社会、行政機関、議会などの環境行政への関心と評価を高め、さらなる環境施策推進の活力を生み出す。
- (5) コンテストの実施主体である環境 NGO による調査・ヒアリング・分析・評価作業などを通して、行政と住民や NGO の具体的な対話を促し、自治体の総合的な環境施策を推進する。

このような目的をふまえた上で、参加自治体を募り、2001年度の第1回コンテストには93、第2回には115、第3回には市町村合併問題で全国の自治体がゆれる不安定な状況下の中、83、第4回には75の市町区が応募している。第1回から第4回までの参加市町村は人口別に区別すると以下の通りである。

	人口規模	第1回	第2回	第3回	第4回
第1群	人口2万人未満	11自治体	12自治体	8自治体	10自治体
第2群	2万以上5万未満	21自治体	18自治体	16自治体	13自治体
第3群	5万以上10万未満	21自治体	24自治体	21自治体	22自治体
第4群	10万以上30万未満	21自治体	35自治体	20自治体	18自治体
第5群	30万以上 <b>政令指定都市外</b>	13自治体	22自治体	17自治体	11自治体
第6群	<b>政令指定都市</b>	5自治体	4自治体	1自治体	1自治体

第4回の質問項目と項目別配点は以下のようになっている。

A 環境基本条例・ローカルアジェンダ21・環境基本計画(7設問、配点100点)

B EMSの構築(4設問、配点50点)

C 住民とともにチェックする仕組み・情報公開(5設問、配点55点)

<sup>21)</sup> 環境首都コンテスト全国ネットワーク『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第1回2001結果報告』～『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第4回2004結果報告』、2001年3月～2005年3月。

- D 率先行動・エコオフィス(9 設問、配点 60 点)
- E 自治体交流(4 設問、配点 40 点)
- F 職員の資質・政策能力の向上と環境行政の総合化・予算(4 設問、配点 95 点)
- G 市民のエンパワーメントとパートナーシップ(5 設問、配点 80 点)
- H 環境学習(5 設問、配点 80 点)
- I 自然環境の保全と回復(7 設問、配点 70 点)
- J 健全な水環境(5 設問、配点 40 点)
- K 風土を活かした景観形成と公園づくり(7 設問、配点 50 点)
- L エコロジカルな交通政策(選択式、3~5 設問、配点 55 点)
- M 地球温暖化防止・エネルギー政策(9 設問、配点 75 点)
- N ごみの減量化(5 設問、配点 60 点)
- O 環境に配慮した産業の推進(選択式、3~4 設問、配点 60 点)

これらの項目に対し、計画の内容、住民参画状況、取り組みなどについて質問し、参加自治体に回答してもらう。環境首都コンテストに参加する自治体には、

- (1) 質問票そのものが日本の中の施策、先進事例を十分検討して作成した包括的な内容であるため、全国のすぐれた取り組み事例や、集計分析結果の情報などが得られ、また自治体の環境行政を横断的に把握することができる。
- (2) 他の自治体との比較により、取り組みの現状に対しての検討材料が得られる。
- (3) 優れた事例や取り組み成果が評価されることにより、地域住民へのアピール効果や環境問題に対する関心の高まりが期待できる。
- (4) 優れた事例が評価されることにより、自治体内部や議会において担当部局の事業後の行政評価が高まることが期待できる。
- (5) 参加過程を通して、地域内の環境 NGO と意見や情報の交換が行え、さらには、住民とのパートナーシップでの施策や地域状況を見直す機会になる。
- (6) また、住民の立場から、自治体の環境問題に対する政策の情報を得ることができ、批評することができる、という6つのメリットが考えられる。

それでは、環境首都コンテスト(第3回)より、日本で実際に参加した自治体の現状を分析してみよう<sup>22)</sup>。ここでは、特に、自治体の持続可能な地域社会づくりの姿勢、自治体間交流、とりわけ、海外自治体との交流、自治体の環境保全活動の現状を把握するために、A. 環境基本条例・ローカルアジェンダ 21・環境基本計画、E.自治体交流、H.環境学習、M. 地球温暖化防止・エネルギー

<sup>22)</sup>環境首都コンテスト全国ネットワーク『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト:第4回報告書』には、詳細な件数が載っていないので、去年の第3回環境首都コンテストの内部資料に依る分析で代替する。項目内容が第4回と全く同じであるとともに、配点には若干の変動があるが全体のバランスからみてほぼ同一のものであると判断できる。また、日本の環境コンテストに参加する自治体の環境都市への取り組みを把握する上で、2003年度実施分からでも、概ねほぼ同一の結果がでているので、支障がないと思われる。

政策、N.ゴミの減量化、O.環境に配備した産業の推進、といった項目に絞って取り上げよう。

#### A. 環境基本条例・ローカルアジェンダ 21・環境基本計画

ローカルアジェンダ 21 は、92 年の地球サミットで採択されたアジェンダ 21 において、1996 年までに市民・地方団体・民間企業との協議によって採択されなければならないとされている。自治体において環境に関する取り組みを戦略的、効果的に実現していくために、その根拠となる環境基本条例を定め、総合的かつ計画的に施策を実施、検証する基本計画を策定することは有効である。1992 年ブラジルで開催された国連の環境と開発に関する会議(地球サミット)で採択された「アジェンダ 21」では、諸問題および解決策の多くが地域的な活動に根ざしていて、各国の自治体は地域住民と協議し、ローカルアジェンダ 21 について合意を形成すべきであると要請している。それゆえ、この項目では条例の制定や計画の策定段階から住民参画を図り、パートナーシップの下で施策を実施する仕組みづくりという点が注目される。また、この項目は、行政の持続可能な社会への最も重要な姿勢を問うものでもある。以下、調査結果を検討する。

まず、環境基本条例を制定している自治体は 83 自治体中 61 自治体。そのうち 28 自治体が条例制定の過程で住民の意見を反映させる方法をとっていて、うち 19 自治体が原案の作成段階から住民参加の機会を設けている。条例制定時の住民の参加内容については、条例を検討する委員会を設け、公募の住民委員の参加を募るといったものや、ワークショップ開催、専門家や NGO 等を招いて学習会の開催がある。多治見市、津山市、松山市では住民が原案作成の中心となっていて、他の自治体と比べると先進的である。環境基本条例の項目については、環境基本計画策定、実施段階における住民参画の保障を規定している自治体は 41 自治体であり、そのうち 28 自治体は、環境基本計画における住民参画の保障のみで、実施段階における住民参画の保障は規定していない。また、年次報告書への住民意見の反映を規定している自治体も 10 自治体と少ない。

次に、ローカルアジェンダ 21・環境基本計画の策定についてだが、なんらかの形でローカルアジェンダ 21 を策定している自治体は全体 83 自治体の約半数である。その中で最も多い形式は「環境基本計画をローカルアジェンダ 21 として位置づけている」というものである。国連が要請している形でのローカルアジェンダ 21 を制定しているのは豊中市、尼崎市、広島市など人口規模の大きな市であった。

次に、環境基本計画を策定している自治体は全体 83 自治体中 60 自治体であり、また、多くの自治体が、環境基本計画を「持続可能な社会づくりのための計画」として位置づけている。また、「持続可能な社会づくりのための計画」の策定時における住民参画だが、多くは、公開ワークショップ、フォーラム、住民説明会などを開催し、その場で意見を聴取し、反映させるというものである。しかし、回答した 67 自治中 32 自治体が、パートナーシップ型組織をつくり、そこで計画を策定したと回答しており、これらの自治体については評価できる。しかし、この策定時の参加は、実施時の参加へとつながっていなければ、その意義は大きく損なわれてしまう。そこで実施時の参加についてだが、計画があると答えた 70 自治体のうち半数の 36 自治体が、パートナーシップ型組織があると

回答している。しかし、その内容は、行政からの参加が環境担当部局以外もあるところが 14 自治体、参加意思のある住民、団体なら誰でも参加できるのは 20 自治体だけとなっている。

以上でみたように、参加自治体の大部分が環境基本条例や計画の策定段階から住民参画を図ってはいるが、パートナーシップ型組織の構築という形での住民参画を行っている自治体は数少ない。条例や計画を「画に描いた餅」にしないためには、住民参加を積極的に受け入れ、内容の充実したパートナーシップ型組織の構築が重要である。また、残念なことに、2 割強の自治体が条例と計画を策定していない。また策定している自治体の計画もほとんどがその地域に限定されている。持続可能な社会の構築は、一自治体や一国だけで達成され得ないことを認識し、環境基本条例・ローカルアジェンダ 21・環境基本計画の中に、他の自治体や東アジア諸国の自治体との地域住民同士が協同で、具体的な行動計画を盛り込むのが重要である。この点については、次の項目で検討する。

#### E. 自治体交流

現段階世界経済体制下での地球環境問題は、いうまでもなく、一つの地方や国レベルで完結するものではない。国内外の先進事例を学ぶこと、国内外の自治体間交流、または、国内外の NGO との交流などが欠かせない。地方自治体を単位として、東アジア地域のなかでの複数の地方自治体とパートナーシップ型組織をつくり、協働で持続可能な東アジア地域社会の構築を目指す必要があると考える。それでは、調査結果を検討する。

日本の自治体間交流については、交流していると回答した自治体は 83 自治体中 50 自治体であった。交流の内容としては、他自治体の先進事例の調査が 50 自治体中 43 自治体で、そのうち 23 自治体が職員と住民(NGO を含む)が協働で調査を行っている。また、共同のプロジェクトを実施していると答えた自治体は 25 自治体となっている。

次に海外の自治体との交流は、交流していると回答したのは、30 自治体で、共同プロジェクトや交流事業については実施していると答えたのは 8 自治体で、その内容は技術支援のための研修生の受け入れが主である。その他の共同プロジェクトでは、松山市が、フライブルク市との相互駐在員派遣と勉強会の開催、市民団体の相互受け入れや見本市の実施を行っている。水俣市はドイツと中国等から水俣に招聘し、国内の参加者とともに水俣病や環境問題の解決について国際ワークショップを定期的で開催している。東アジア海の海洋汚染が進むなかで、水俣病の発生地であった水俣市が中国などの東アジア諸国と環境協力を進めることはとても有益であるといえよう。

しかし、全体としては、国内外の自治体間の共同プロジェクトはあまり盛んではないのが現状である。特に外国自治体との交流となると、1 割未満である。日本の環境技術は優れていて、環境保全に有効な技術は豊富であるにもかかわらず、環境技術特許の無償での共同利用どころか、技術支援のための研修生の受け入れでさえ、8 自治体というのが現状である。現在の環境問題

は地球規模の問題であるため、市町村などの境界線を引かず、多くの各自治体が国内外を問わず、他の自治体と交流を促進し、今後は具体的な共同プロジェクトを実施していくことが重要である。まずは、姉妹関係にある自治体間の住民・NGO・大学が連携して、パートナーシップ型組織を共同で立ち上げ、環境保護を目的としたボランティア活動を協同で進めていけば、東アジア地域住民による東アジア循環型社会に一步近づくことになるであろう。

## H. 環境学習

今日の地球環境問題の解決のためには、地域に住む一人ひとりが環境意識を改め、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を進める必要に迫られている。そのためには、持続可能な東アジア地域社会づくり、つまり、東アジア循環型社会に向けて、地方単位の身の回りからの環境学習は重要な役割を担っている。環境学習を進めるにあたっては、明確な学習テーマの下、学習者の主体性を尊重しながら、地方自治体、教育機関、環境 NGO 等とのパートナーシップで環境プログラムをつくり、地方ぐるみで実践していくことを通し、さらに学習者の日常的な実践に結びつけていく必要がある。それでは、調査結果を検討していく。

まず、身近な環境問題から地球規模の問題解決までの総合的な視野のなかで環境学習を施策として推進する独自の計画策定や、プロジェクトの推進体制の構築についてであるが、そのような取り組みがあると回答している自治体は全体 83 自治体のうち 11 自治体しかない。また、NGO が参画する取り組みは 3 自治体となっている。また、施策としての子供、親子向けの環境学習への取り組みは、67 自治体が取り組みをしていると回答している。

住民への環境学習機会の提供は、83自治体中、68自治体が取り組んでいる。内容としてもっとも多いのが、環境について学習するための単発の講座や講演会などの学習機会の提供である。連続的な学習機会の提供を行っているとは回答したのは、約 20 自治体である。一方で教員への環境学習機会の提供は40自治体となっている。また、住民が環境学習のリーダーとして活動する自治体は、21 しかない。

最後に、効果的な環境学習のためのインフラ整備についてであるが、取り組みを行っている自治体は 83 自治体中 34 自治体であった。

以上のことから、環境学習リーダーの育成とそのためのインフラ整備の回答率が非常に低く、今後環境学習のしやすい環境づくりの課題が残る。また、様々な環境学習の方法があるだろうが、パソコンや机の上での学習だけではなく、身近な地方、ひいては、東アジア地域において、干潟などの自然学習の場、環境破壊の現場調査、廃棄物処理などの環境施設といった現場で直接学ぶことが何より重要である。そのために、とりわけ、姉妹関係にある地方自治体住民・行政・NGO・大学が四位一体となって協同で取り組まなければならない。

## M 地球温暖化防止・エネルギー政策

東アジア循環型社会を構築していくための実践課題の中で、一番重要な課題が、地方と地域レ

ベルでの地球温暖化防止と再生可能な自然エネルギーの協同開発・共同利用の取り組みである。地球温暖化防止のためには、現在の大量消費型のエネルギー消費の形態を改めることが不可欠であり、そのためにはエネルギーの有効活用を促進し、化石燃料の使用量を削減し、再生可能なエネルギー利用への転換を図っていく必要がある。エネルギーに関する政策は、これまでは国の政策と考えられてきたが、省エネルギーの取り組み、東アジア地域ぐるみでの再生可能なエネルギーを有効に活用する取り組みと新エネルギーの有効利用法の確立は、各自治体の特性を生かした重要な施策といえる。姉妹自治体住民同士で、具体的なプログラムを定め、東アジア地域で再生可能なエネルギー比率を増やしていくことが重要である。以下、調査結果を検討する。

83 自治体中、56 自治体が二酸化炭素排出量の削減目標を設定している。二酸化炭素排出量の把握については、全 83 自治体中 68 自治体が把握していると回答している。しかし、答えたほとんどが自治体の事務事業から排出される二酸化炭素量を把握しているに止まっており、自治体全域の二酸化炭素排出量を把握しているのは 27 自治体しかない。

省エネルギー・省資源のための行動計画をなんらかの形で策定しているのは 83 自治体中 14 自治体で、そのうち実施を行っているのは 5 自治体となっている。新エネルギー導入のための行動計画書の策定については、策定していると回答した自治体は 25 自治体となっている。また地域内の特性を考慮した再生可能なエネルギーを活用し、自治体で必要なエネルギーを当該地方で確保するといったエネルギー自立を目指した施策がどのような状況になっているかという調査では、実績があると回答した自治体は 6 自治体、計画はあるがまだ実行していないという自治体が 9 自治体、実績も計画もないという自治体が 68 自治体で 8 割以上を占めている。

このことから分かるように、省エネルギーや新エネルギー政策を問わず、計画書の策定すらないという自治体が大半を占めているのが現状である。また、二酸化炭素の削減目標を設定することはもちろん大切であるが、まずは、自治体全域の排出量を的確に把握することが先決課題であろう。全体的にみて、再生可能なエネルギー開発の取り組みが消極的であることが現状である。

## N ごみの減量化

近年、多くの自治体のごみ減量に力を注いでいるが、依然、ごみの排出量は全国的に増え続けている。各自治体で、住民の協力を得た資源回収が行われているが、「リサイクルが進展してもごみが減らない」、「リサイクルの進展で処理費用が跳ね上がった」などの声が聞かれる。今後は、ごみがなぜ発生するのかという根本的問題に関心を向けて取り組む必要があると思われる。この項目では、ごみの発生を抑制する施策について質問されている。

ごみの減量計画を策定している自治体は、83 自治体中 72 自治体であった。その中で減量計画の策定にあたっての住民参加があったのは 43 自治体と半数以上あった。参加方法としては審議会の諮問による策定が主で、この場合、その計画の実質的な実行者である住民への説明が不十分となってしまうことがある。事業所に対する働きかけについては、住民に対するそれと比較してみると、全体的に回答率が低く、約 4 分の 1 に相当する 21 自治体からは「働きかけを実施してい

ない」との回答があった。ごみ減量計画書の報告などを事業者へ義務付けているのは 30 自治体、容器包装リサイクル法の規定以上の義務を負わせているのは 6 自治体しかなく、全体的に事業者への働きかけが非常に消極的である。

ごみの減量は、個々人のライフスタイルを反映するものであり、各自治体が情報を住民に正確に伝え、様々なイベントを通じて意識の向上を図ることが重要である。また、今まで行政主導でゴミ分別収集方法が一方的に推し進められてきたが、ごみ資源化を図るエコハウス化が進むにつれ、住民主導によるごみ分別方法の仕組みを取り入れることも重要である。ところで、やはりもっともごみ減量で有効なのは、生産と流通といった段階において、廃棄物発生抑制(Reduce)、循環資源の再利用(Reuse)、原材料としての再生利用(Recycle)、といった取り組みを事業者が取り入れることである。

### ○ 環境に配慮した産業の推進

産業構成は自治体ごとに異なる。そこで、農業・林業・工業・商業・観光の中から各自治体の産業別生産高や販売高、従事者数などを考慮して、各自治体にとって主要な産業を 2 つ選択し、回答してもらっている。農業を選択したのは 51 自治体、工業 47 自治体、商業 39 自治体、林業 11 自治体、観光業 16 自治体、水産業 2 自治体であった。

農業について、環境保全型農業の計画の策定の有無は、51 自治体中 24 自治体となっている。その計画実施の結果、環境保全型農業の作付面積が増加したかという質問では、約半数の自治体が増えたと回答している。環境保全型農業促進のための施策については、42 自治体がそのような取り組みを行っているとは回答した。最も多いのは農業者に対する技術指導・支援で、次いで堆肥化センターの設置であった。地域農産物の共同利用・販売促進については、48 自治体が行っているとは答えた。多いのは学校給食での利用と朝市の開催であった。なんらかの形で地産地消の循環型システムをつくっていると答えた自治体は 15 自治体あった。環境保全型農業の促進と地産地消などの地域循環システムの構築という取り組みは比較的積極的に進められている。過疎化や高齢化などの問題を含め、地方の活性化にとって重要で有効である。

工業については、環境に配慮した工業を促進するための総合計画の有無については 47 自治体中、2 自治体がそのような計画があると答えた。環境に配慮した工業の施策については、約 6 割の 29 自治体が行っているとは答えた。多いのは、環境新技術・新製品の研究・開発費に対する助成・融資、または、現在の工場・施設を環境配慮型に改善するための費用に対する助成・融資であった。

産業分野における環境への負荷は比較的大きい。今後、自治体行政が企業に対し規制を強化していかなければならない。また、当該地方という狭い市場向けの再生可能なエネルギーや製品の開発・生産・流通ではなく、東アジア地域を対象として、姉妹自治体が協同で製品づくりをしてい

くことが重要である。東アジア循環型社会の構築にむけて、姉妹自治体が主体となって、新たな経済体制を前提とした再生可能な社会を広げていかなければならない。

以上で、環境首都コンテスト全国ネットワークが実施した第3回目の『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト』を検討した。この分析から、日本の地方自治体が指向する循環型社会への取り組みとその特徴が明らかになったと思われる。

第一に特記すべき点は、自治体行政主導で日本の地域社会づくりが進んでいることと、外部不経済論アプローチに基づいた行政側の資金援助がその呼び水となっていることである。また、周知の通り、地方自治体が中央政府の財政に大きく依存していることから、各自治体の地域社会づくりが画一的になる恐れが潜在している。

第二の特徴は、循環型社会の構築に向けて、前提条件となるボランタリー経済化への取り組みと、実践課題となる再生可能な自然エネルギーの共同開発および共同利用への取り組みが消極的である点である。また、繰り返して述べたように、現段階世界経済体制下で、貧しい大多数の人々が自らの環境権を保護するためには、循環型社会の構築に向けた二つの取り組みが、環境基本条例や環境基本計画の段階で相互に盛り込まなければならない。ところが、日本の場合は、この二つの取り組みがバラバラに進んでいる。

第三には、当該地方自治体内に限定した取り組みである点である。複数の地方自治体が協同で取り組んでいるケースが少ないだけでなく、海外自治体との交流を必要とする認識に欠けている点が挙げられる。現段階世界経済体制に取って代わる新しい経済体制づくりと、再生可能な資源エネルギーをベースとした循環型社会に向けた東アジアでの共同プロジェクトがほとんどない。要するに、日本の環境首都コンテストを媒介とした日本の自治体が、持続可能な自治体づくりに重点がおかれていたために、東アジア規模での持続可能な地域づくりに目が向けなかったといえよう。

以上を踏まえて、日本の地方自治体が第二段階の循環型社会を構築するために、また同時に、韓国の地方自治体が日本の自治体とともに、東アジア循環型社会を構築していくために、「日韓環境姉妹都市コンテスト」を提案する。2011年度実施に向けて、以下の順序で準備していく。

1. 日韓環境NGOネットワークによる事例研究
2. 日韓環境NGOネットワークによる項目の検討
3. 日韓環境姉妹都市コンテスト・ネットワークの結成
4. コンテストの調査票づくり
5. プレコンテストの実施
6. コンテスト・調査票についてのヒアリング
7. 調査票の改善、実施方法、表彰方式の検討

まず、日韓環境NGOネットワークを結成して、現段階世界経済体の方向性を代替できるような

「東アジア地域通貨」の仕組みと「東アジア循環型社会」の仕組みをめぐって日韓の環境 NGO 団体が共同でリージョナルアジェンダ 21 を作成することから始める。その後、これに基づいて、姉妹自治体間の地域住民・行政・姉妹大学・NGO が参加する「日韓環境姉妹都市コンテスト」を実施していく。2020 年までの10年間のコンテストを通して、日韓環境姉妹都市づくりを活発化していき、「日韓環境共同体」を実現するのが目標となるであろう。

## おわりに

筆者は、本稿を通して、現段階世界経済体制の大転換に伴う世界「反平和」的状况をどう捉え、日韓両地域住民がそれを断ち切るために、何をなすべきかを明らかにした。

世界大多数の貧しい弱者が自分たちの「環境権」を確保するためには、社会環境運動、ひいては、自然環境運動を、地方を単位とした東アジア地域レベルで同時に進めなければならないことを論じた。またそのためには、「東アジア地域通貨」を介した「東アジア循環型社会」の枠組みが絶対必要であることも論じた。そして、さらに踏み込んで、「日韓環境共同体」の実現に向けた日韓環境協力法案を具体的に提案した。つまり、日韓姉妹自治体間で地域住民・行政・姉妹大学・NGO が一緒に参加する「日韓環境姉妹都市コンテスト」を実施すること、そして、それを媒介として、「日韓環境共同体」を実現していく計画を明らかに提示した。

## (注)

- 1) 筆者は、中核産業の交替に伴い、世界経済構造が形づくられ、また、それに規定され変容する世界統治形態の再構築過程を総括した世界経済体制論アプローチを用いて、紀元前 8 世紀以降の世界経済体制の展開過程を、世界農業経済体制、世界商業経済体制、世界工業経済体制、世界情報経済体制の四つの時期に分類している。詳しくは、「世界経済体制の過去・現在・未来」, 朝倉尚、李東碩他共著、『21 世紀の教養 4: 制度と生活世界』、pp.191-209、培風館、2004 年 4 月を参照されたい。
- 2) 筆者のいう富とは、生産・流通・消費の継続的な再生産構造の中で、自分のものとして占有できる他人の投下労働力によって生産された価値のことを指す。注 12 で後述する。
- 3) I. Wallerstein 『近代世界システム』(川北稔訳)、岩波書店、1981 年。
- 4) 詳しくは、「経済学は環境問題をどうとらえてきたか」、広島大学『社会環境学』研究会編『社会環境学構築の研究』所収、P.21-31、2000 年を参照されたい。<sup>5)</sup> 都留重人『公害の政治経済学』岩波書店、1972 年、p.1。
- 6) 宮本憲一『環境経済学』岩波書店、1989 年、pp.97-105。
- 7) 筆者は、近年、「産業の ET(環境技術)化に伴う東アジア企業の世界重層化に関する研究」、「化学産業・金属産業の世界重層化に伴う「水俣病」・「イタイイタイ病」のアジア化に関する研究」、「東アジア各国・自治体間の環境行政の格差とハーモナイゼーションに関する研究」を進めているが、この研究成果は別稿に委ねることにする。
- 8) 国連環境計画(UNEP)は、1972 年 6 月ストックホルムで「かけがえのない地球」を合い言葉に開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議(決議 2997(XXVII))に基づき設立した。
- 9) アジア経済体制下での廃棄物の増加傾向については、日本環境会議外編『アジア環境白書(2000 - 2001)』(東洋経済新報社、2001 年 12 月を参照されたい)。
- 10) 豊島では、住民反対運動にかかわらず、10 年を超える長い年月にもわたって、自動車のシュレッダーダストなどの廃棄物が 50 万トンも不法投棄され、土壌、海洋が汚染された。
- 11) 青森県と岩手県の県境への産業廃棄物の大規模な不法投棄は、三栄化学工業(株)(八戸市)と三栄興業(二戸市)が岩手県二戸市と青森県田子町にまたがる野原(およそ 32ha)に、埼玉県の処理業者(懸南衛生(株))から排出された RDF(ごみ固形燃料)状の産業廃棄物約 8,000 トンを不法投棄していたとされる事件である。RDF だけでなく、有機塩素化合物を含むドラム缶 200 本以上が掘り出され、ダイオキシンなどに汚染された燃え殻、食品廃棄物

- なども見つかっている。岩手県ではこれまでにない大規模な不法投棄事件となっている。RDFの投棄に関しては、すでに盛岡地裁の判決が下され、三栄化学工業と懸南衛生に対して2000万円の罰金、懸南衛生の社長には懲役2年6ヶ月(執行猶予4年)罰金1000万円が命じられている(三栄興業の代表取締役は公判中に自殺)。
- <sup>12)</sup> 彼は1825年から1828年にかけて「協同社会型」の労働貨幣の実験を行っている。アメリカのインディアナ州にニュー・ハーモニーという名で協同社会を建設した。運営委員会が生産と分配を管理し、入村者は農業、手工業・製造業、文学・科学・教育、家政、一般経済の6部門に分割され、通帳に記帳する形で労働時間に応じて生産物を交換した。しかし、労働できない者にも生産物は公平に分配されたため、いわゆる「ただ飯ぐらい」の入村者も現れた。結果、効率的に働く者が低く評価されるという不公平感を生んだ。生産物の社会全体での必要量とそれらを生産するために必要な労働時間の構成員間の配分を調整していく必要があった。結局、無制限に入村者を募ったことで土地や建物に対して人口が増大し、需給は一致せず、この実験は失敗に終わった。
- <sup>13)</sup> この考え方は、資本主義経済体制下では交換する価値の格差が必然的に広がるのが基本前提となっていることを十分理解できなかったと思われる。現段階に至るまでの世界経済体制下では、生産における資本家による賃労働者の剰余価値の搾取のみならず、流通と消費、ひいては、資本蓄積の全過程における資本家と労働可能人口間の不平等労働量交換による剰余価値の搾取が、富の源泉となっていることを忘れてはならない。
- <sup>14)</sup> 徳留佳之ホームページの地域通貨全リスト(<http://www.cc-pr.net/list/>)を参照されたい。ただし、登録制のため全てを把握しているとはいきれず、中止しているものや地域通貨とはいいいかねるものも含まれている。
- <sup>15)</sup> 藻塩はホンダワラという海藻を利用して精製された塩で、古代の製法を再現している。普通の塩に比べ栄養価が高い。蒲刈町の特産品だが、生産に時間がかかるので販売量は限られている。筆者は、この蒲刈町で地域通貨がどのように機能しどのような課題を抱えているのかを、2003年8月、2004年9月の二回にわたって調査した。
- <sup>16)</sup> この組織は、日本の都市地域で町丁別に形成された住民組織(その他自治会や浄会など様々な呼ばれ方をしますが、どれも同じもの)である。日本の行政区は都道府県の下に市と郡、その下に町村と分けられるが、これは1888年の市制町村制定時に施行された。しかしそれ以前にも江戸幕府の藩政下で町村が存在し、住民の生活の基盤となっていた。その幾つかが統合されて1888年以降の町村に収まった。明治政府は末端行政単位としてこの江戸時代以来の町村単位での住民組織を容認・利用することになった。また第二次世界大戦中はこの町内会の組織化が1940年の部落会町内会等整備要綱で法制化されたが、敗戦後GHQ占領下で解散を命じられた。その後ワシントン講和条約によって同禁令が無効になると、法制化はされなかったものの、再び各地で復活した。このような住民組織は諸外国には例がなく、日本独自の前近代的集団と捉えられている。
- <sup>17)</sup> 府中町に68ある町内会から一名以上の衛生委員が選出されて協議会を構成している。戦後すぐに組織され、当初は道路や用水路の清掃、下水道の普及運動といった公衆衛生に携わり、現在のような環境問題にも取り組むに至る。筆者は2004年9月に、大邱慶北環境研究所と共同で、最新の地域通貨の運用実態について共同調査を行った。
- <sup>18)</sup> まだ模索段階にあるが、現段階世界経済構造を支える現行の通貨制度に代わりうる地域通貨の試みがないわけではない。特に、加藤敏春氏のエコマネー(<http://wwwll.u-page.so-net.ne.jp/cb3/tkatoh/>)、西部忠氏のQプロジェクト(<http://www.q-project.org/>)、(<http://www.econ.hokudai.ac.jp/~nishibe>)が挙げられる。加藤敏春氏のエコマネー特徴は、(1)価格は当事者間で価値でもって自由に決定すること、(2)電子マネーと電子クーポンを活用すること、(3)決済機能だけで金融仲介機能は有しないこと、(4)地域内で生産・消費・廃棄されるモノやサービスを地域内だけで流通すること、(5)法定通貨と組み合わせることで使うことが挙げられる。他の地域通貨と異なる大きな特徴は、市場原理に基づいた市場価格で価値を決定をしないということである。
- <sup>19)</sup> 筆者は、今後5年間の準備期間を経て、「日韓環境姉妹都市コンテスト」の2011年実施を目標に、日韓間の環境NGO、大学、地方行政、自治体住民が協同で、日韓環境姉妹都市づくりに専念している。
- <sup>20)</sup> フライブルク市内の公共交通は、フライブルク交通株式会社(VAG)が整備・運営を行っている。この会社は、市が100%出資するフライブルク都市公社の傘下にある。交通事業では1998年度に2,440万DMの欠損を出している(2004年現在はDMがユーロへの切り替えが終わっているので日本円でいうと1マルクを55円としたならば約13億4,000万である)。そしてこの費用を埋めているのが同じフライブルク都市公社の傘下であるフライブルク・エネルギー・水道事業会社の利益である。
- <sup>21)</sup> 環境首都コンテスト全国ネットワーク『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第1回2001結果報告』～『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第4回2004結果報告』、2001年3月～2005年3月。
- <sup>22)</sup> 環境首都コンテスト全国ネットワーク『持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテスト第4回報告書』には、詳細な件数が載っていないので、去年の第3回環境首都コンテストの内部資料に依る分析で代替する。項目内容が第4回と全く同じであるとともに、配点には若干の変動があるが全体のバランスからみてほぼ同一のものであると判断できる。また、日本の環境コンテストに参加する自治体の環境都市への取り組みを把握する上で、2003年度実施分からでも、概ねほぼ同一の結果がでているので、支障がないと思われる。